

印南町第9次高齢者福祉計画  
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

印南町



## はじめに

印南町では、これまで「印南町第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画」に基づいて、地域包括ケアシステムの更なる充実を図り、本町に住む高齢者の皆様が要介護状態になっても安心して生活を送ることができるよう支援を行ってまいりました。また、いつまでも健康で自立した生活を続けることができるよう、介護予防・重度化防止に向けた取組や「生活支援コーディネーター」を委嘱させていただくことで、互いに支え合うことができる関係を築くご支援を行ってまいりました。前回計画期間におきましては、皆様のご助力の下、本町の要介護認定率は全国平均よりも大幅に低い水準で推移し、介護保険料についても全国平均を下回る保険料を実現させることができました。



この度、「印南町第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画」が計画期間を満了するにあたり、近年の社会潮流や本町の高齢者を取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、高齢者福祉、介護に関するニーズを反映した「印南町第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

高齢化が進む昨今、認知症高齢者に対する支援体制の充実を図るために、国において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会づくりと認知症の発症や進行を遅らせる取組を推進することが明記されました。本町においても、認知症への介護不安を抱えられている介助者の方も多く、本町の介護資源を十分に活用して、国の示す指針に基づいた施策を展開してまいります。

本計画期間においては、引き続き誰もが住み慣れた地域で健康的に暮らし続けることができるよう、地域ぐるみの支え合いにも重点を置いた事業を推進し、住民の皆様「いいまちで人生を送れた」と言っていただけるようなまちを目指して、計画の推進を図ってまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました印南町介護保険事業計画等策定委員会の皆様をはじめ、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態調査」を通じまして貴重な御意見を頂きました住民の皆様及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

印南町長 日裏 勝己



# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 策定にあたって.....	1
第2章 印南町の高齢者を取り巻く状況.....	5
1. 本町の高齢者の状況.....	5
2. 介護保険事業の状況.....	7
3. アンケート調査結果からみる状況.....	22
4. 前回計画の振り返り.....	39
第3章 計画の基本方針.....	46
1. 基本理念.....	46
2. 基本目標.....	46
3. 計画の体系図.....	48
第4章 施策の展開.....	49
1. 介護予防と健康づくりの推進.....	49
2. 高齢者福祉及び支援体制の充実.....	55
3. 高齢者の尊厳を守るための取組.....	62
4. 地域包括ケアシステムの充実.....	67
5. 介護保険事業の健全運営.....	71
第5章 介護保険料の設定.....	73
1. 介護保険料の設定について.....	73
第6章 事業の円滑な実施に向けて.....	90
1. 市内の推進体制.....	90
2. 地域との協働体制.....	90
3. 御坊・日高圏域、和歌山県及び国との連携.....	91
資料編.....	92
1. 印南町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱.....	92
2. 印南町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿.....	93
3. 用語説明.....	94



# 第1章 計画の概要

## 1. 策定にあたって

### (1) 策定の背景

令和2年に発表された「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日時点の日本の総人口は1億2,617万人であり、そのうち、65歳以上人口は3,589万人、高齢化率は28.4%となっています。今後も少子高齢化に伴う高齢化率の上昇、高齢者のみ世帯の増加等、我が国における高齢化の問題はますます深刻になっていくとされています。

特に、令和7年を境として団塊の世代が後期高齢者となることで、要介護認定者や認知症高齢者の増加による介護保険費用の負担増、高齢者のみ世帯の増加による老老介護や孤独死の増加等が顕著になる「2025年問題」が危惧されています。今後ますます増大する介護ニーズに対応できる体制を整備するとともに、全国的に現役世代が急激に減少するとされている2040年においても、介護保険制度が持続可能な状態で健全に運営ができるよう準備を整えていくことが、我が国における喫緊の課題となっています。

こうしたなかで、印南町（以下、「本町」という。）では、平成30年3月に策定した「印南町第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画」（以下、「前回計画」という。）において、「健やかに安心して暮らせる郷（まち）いなみ」を基本理念として掲げ、「健康づくり・介護予防の継続的推進」「地域包括ケアシステムの推進」「生活支援・高齢者福祉施策の充実」「介護給付の適正化」の4つの基本目標を柱に施策を推進してきました。

引き続き、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えるとともに、2040年をも見据えた中長期的な視点から、これまでの取組を引き継ぎつつ、制度の改正や本町の高齢者の状況に対応し、地域の実情に合った「地域包括ケアシステム」を実現していくことが重要となります。このような背景を踏まえ、本町の高齢者に関する施策の総合的かつ計画的な推進と、介護保険事業等の円滑で持続可能な運営を図るとともに、高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまちづくりを推進することを目的として、「印南町第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## (2)計画の法的根拠

高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8を、介護保険事業計画は介護保険法第117条を根拠としており、それぞれの法令に基づき、計画を一体的に策定することが求められています。

### ①高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、各年度において確保すべき老人福祉事業の量の目標と提供体制の確保方策を定めるとともに、障害のために日常生活を営むのに支障がある高齢者数やその障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、計画を策定するものと定められています。

#### ◆老人福祉法<第20条の8>より抜粋◆

(市町村老人福祉計画)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

### ②介護保険事業計画

介護保険事業計画は、住民が日常生活を営んでいる地域を基本に提供区域を設定し、その区域ごとの当該区域における各年度の各種介護給付等対象サービスや地域支援事業の提供量の見込みを定めるとともに、介護予防事業や悪化防止に係る取組、介護給付等に要する適正化に関して必要な取組を定めるものとしています。

#### ◆介護保険法<第117条>より抜粋◆

(市町村介護保険事業計画)

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

## (3)計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とし、計画の最終年度には評価・見直しを行います。

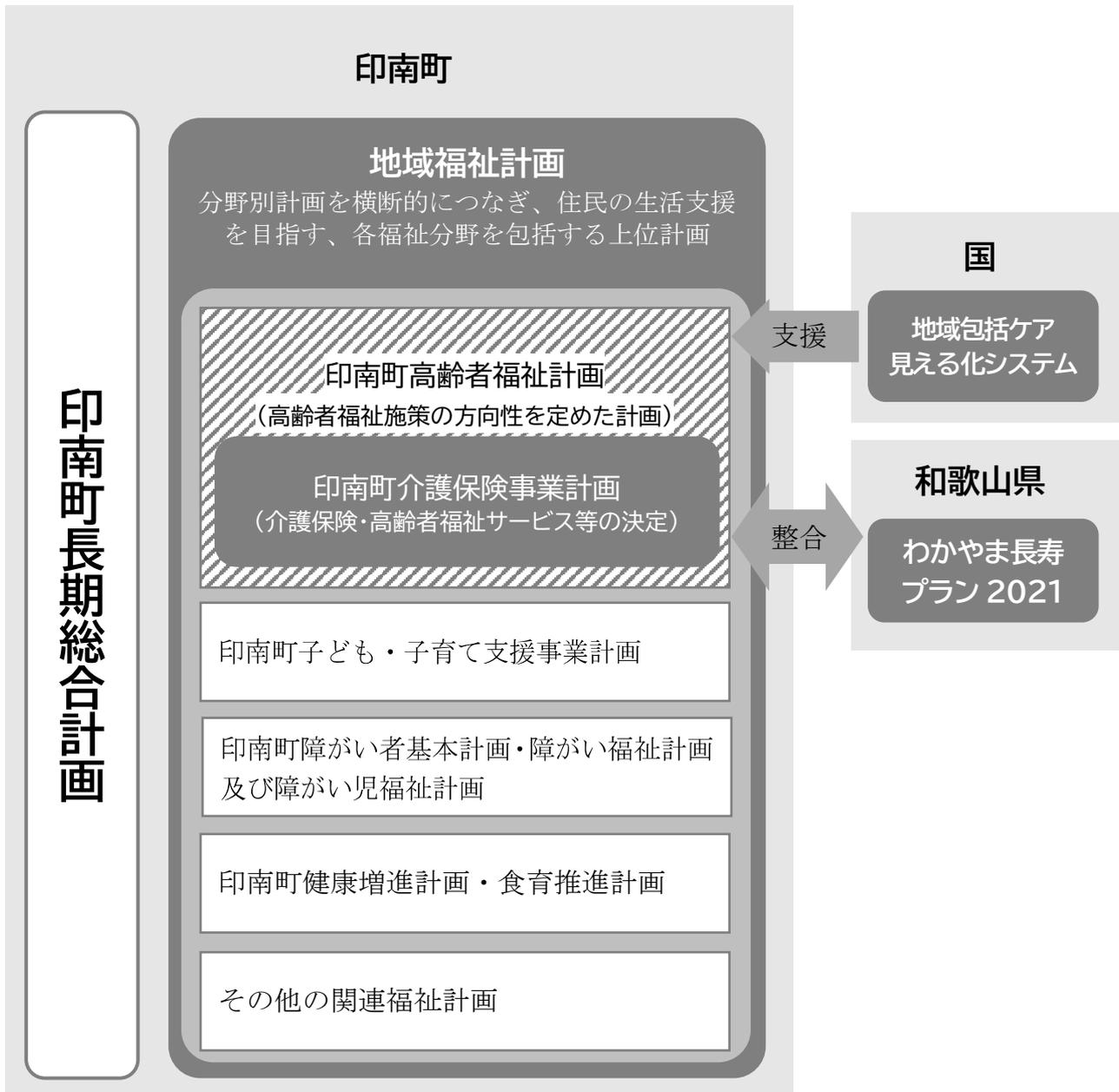
なお、関連する他の計画との整合や、社会情勢及び制度等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとします。

#### ■計画の期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	前回計画	印南町第9次老人福祉計画 第8期介護保険事業計画		次期計画	

#### (4)他計画との関係

本計画は、長期総合計画を最上位計画、地域福祉計画を上位計画とし、国が支援する地域包括ケア見える化システムを活用して他の自治体との比較を行うことで本町の位置づけを明確にし、県が策定するわかやま長寿プラン 2021 と整合性のとれた計画とします。



## (5)計画の策定体制

### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施

介護認定を受けていない高齢者が要介護状態となるリスクや社会参加状況を把握することにより、地域の抱える課題を特定することを目的として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等の介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、要支援・要介護認定者を対象に、在宅介護実態調査を実施しました。

### ②印南町介護保険事業計画等策定委員会における検討

広く住民等から意見を聴取するために、住民や有識者、関係団体、関係機関等で組織された「印南町介護保険事業計画等策定委員会」において、本計画についての意見交換及び、審議を行いました。

# 第2章 印南町の高齢者を取り巻く状況

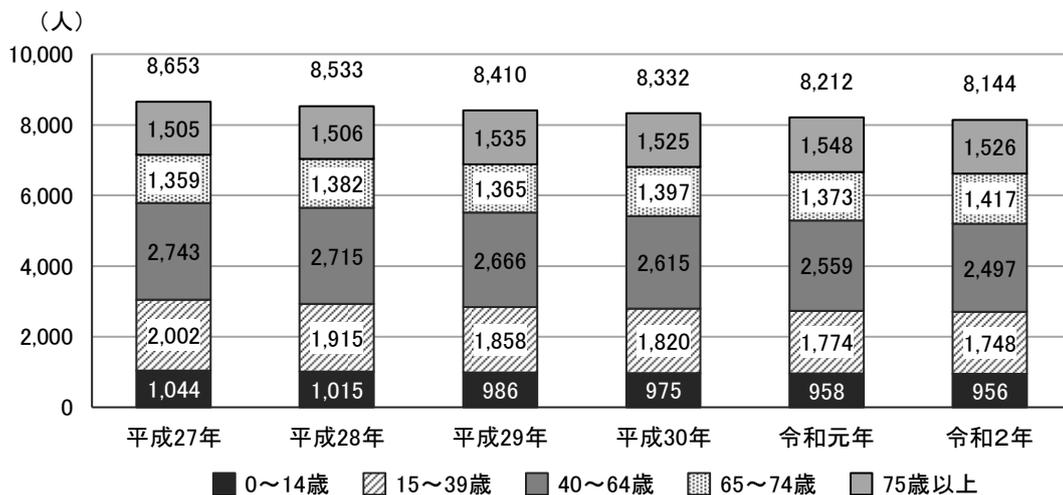
## 1. 本町の高齢者の状況

### (1) 年齢別人口の推移

総人口は減少傾向にあり、令和2年で8,144人となっており、平成27年から509人減少しています。年齢階級別にみると、0～64歳までの年齢の人口は減少を続けており、65歳以上の高齢者においては増減している年はあるものの、増加傾向となっています。

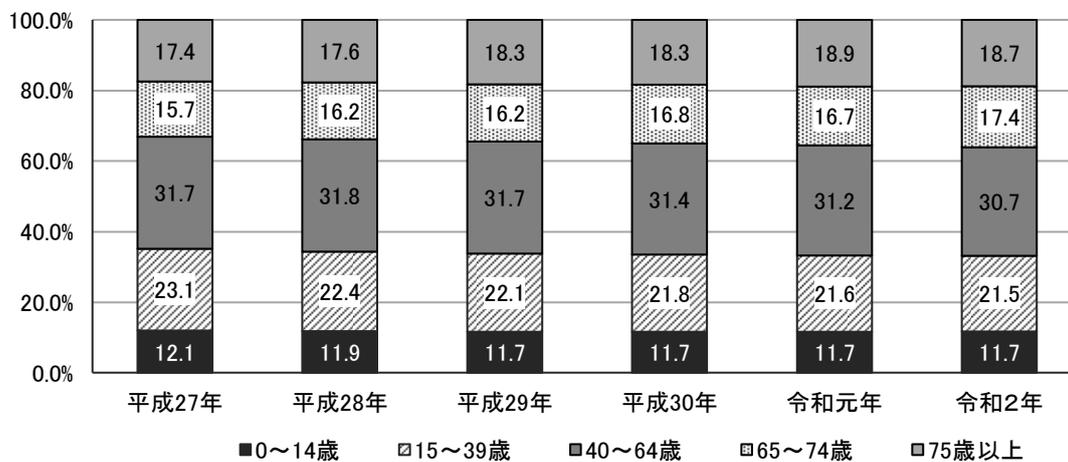
年齢5区分別の人口構成比をみると、65歳以上の割合が増加しており、令和2年の高齢化率は36.1%となっています。

#### ■ 年齢5区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

#### ■ 年齢5区分別人口構成比の推移

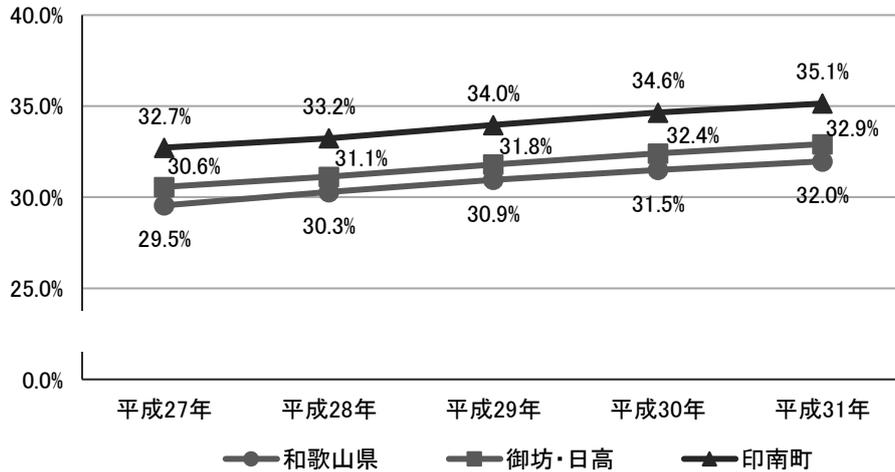


資料：住民基本台帳（各年9月末）

## (2)高齡化率の推移

本町の高齡化率は平成27年より増加傾向となっており、平成31年で35.1%となっています。県や御坊・日高圏域（老人福祉圏域）と比較して、いずれの年も高い水準で推移しています。

### ■高齡化率の推移



資料：和歌山県における高齡化の状況（各年1月1日）

## (3)一人暮らし高齡者数の推移

本町の一人暮らし高齡者数は300人台後半で推移しており、本町に住む高齡者のおよそ13%を占めています。

県や御坊・日高圏域と比較して、一人暮らし高齡者の割合は低い水準となっています。

### ■一人暮らし高齡者の推移

	平成27年			平成28年			平成29年		
	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合
和歌山県	296,593	63,650	21.5%	301,020	65,219	21.7%	304,735	65,530	21.5%
御坊・日高	20,221	4,740	23.4%	20,303	4,712	23.2%	20,506	4,825	23.5%
印南町	2,863	372	13.0%	2,866	381	13.3%	2,893	392	13.5%

	平成30年			平成31年		
	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合
和歌山県	307,043	66,909	21.8%	308,220	68,110	22.1%
御坊・日高	20,656	4,862	23.5%	20,677	4,947	23.9%
印南町	2,908	391	13.4%	2,924	394	13.5%

資料：和歌山県における高齡化の状況（各年1月1日）

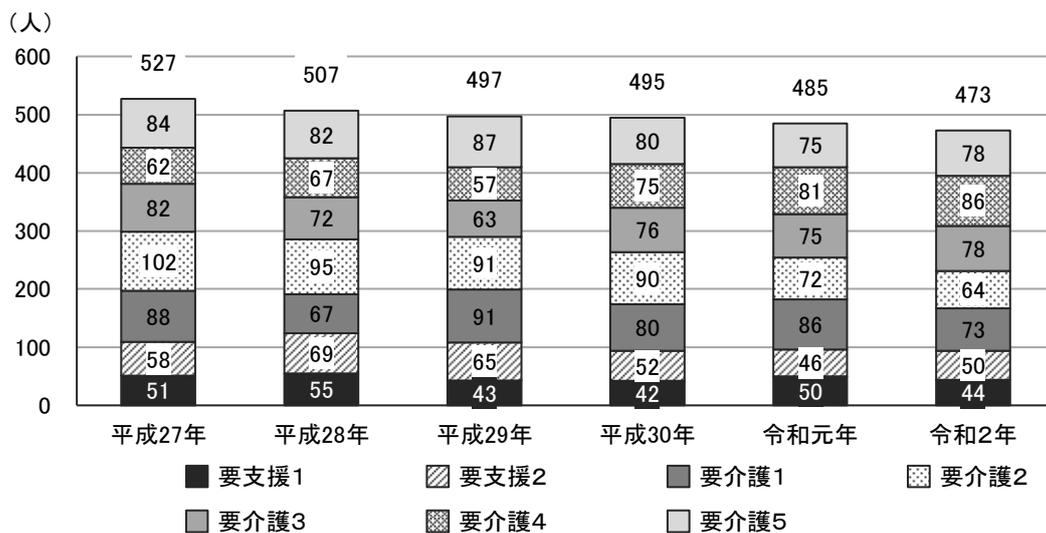
## 2. 介護保険事業の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、高齢化が進行しているなか、減少傾向となっており、令和2年で473人となっています。平成27年と比較して54人減少しています。

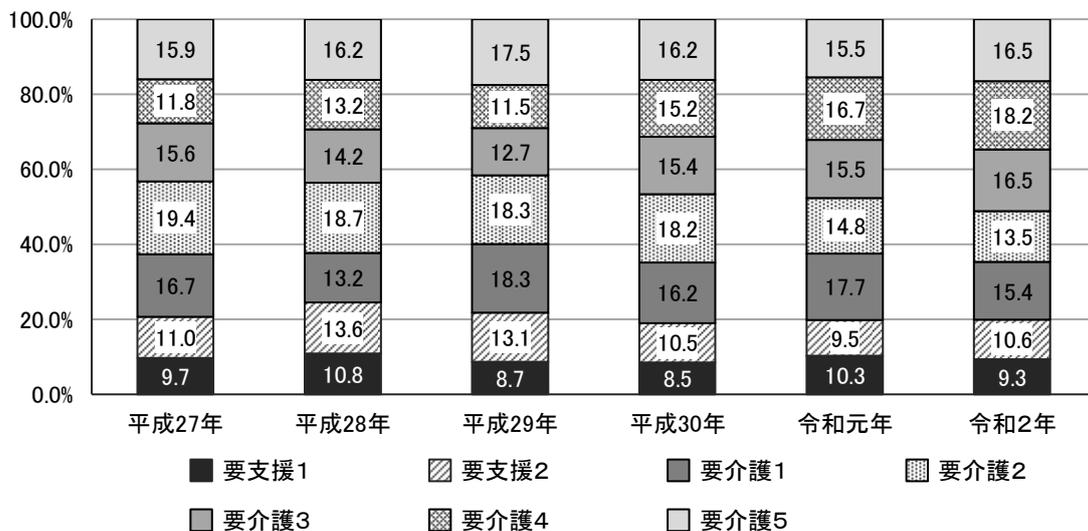
要支援・要介護認定者の構成比は、要介護3～要介護5の重度認定者の割合は平成28年から平成29年にかけて減少傾向でしたが、平成30年より増加に転じ、令和2年では51.2%となっています。

#### ■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

#### ■ 要介護度別認定者構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

## (2)要支援・要介護認定率の推移

要支援・要介護認定率は減少傾向となっており、令和2年で16.1%と、平成27年と比較して2.3ポイント減少しています。

また、前期高齢者の認定率は3%前後で推移しており、後期高齢者では30%前後の認定率で推移しています。

男女別に認定率を比較すると、前期高齢者では大きな差は見られませんが、後期高齢者では女性の認定率が高くなっています。

■男女別、前期・後期高齢者別にみる要支援・要介護認定者数及び認定率の推移 単位：人

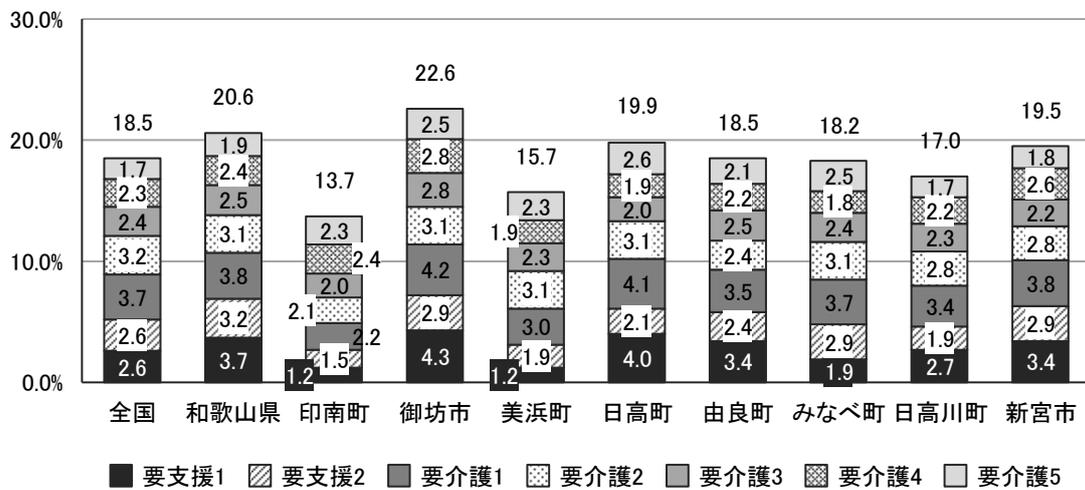
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
男女計	合計	高齢者数	2,864	2,888	2,900	2,922	2,921	2,943
		要支援・要介護認定者数	527	507	497	495	485	473
		認定率	18.4%	17.6%	17.1%	16.9%	16.6%	16.1%
	前期	高齢者数	1,359	1,382	1,365	1,397	1,373	1,417
		要支援・要介護認定者数	45	49	48	38	43	41
		認定率	3.3%	3.5%	3.5%	2.7%	3.1%	2.9%
	後期	高齢者数	1,505	1,506	1,535	1,525	1,548	1,526
		要支援・要介護認定者数	482	458	449	457	442	431
		認定率	32.0%	30.4%	29.3%	30.0%	28.6%	28.2%
男性	合計	高齢者数	1,221	1,230	1,239	1,249	1,260	1,271
		要支援・要介護認定者数	132	134	139	133	135	124
		認定率	10.8%	10.9%	11.2%	10.6%	10.7%	9.8%
	前期	高齢者数	658	656	653	676	668	690
		要支援・要介護認定者数	22	23	22	19	20	19
		認定率	3.3%	3.5%	3.4%	2.8%	3.0%	2.8%
	後期	高齢者数	563	574	586	573	592	581
		要支援・要介護認定者数	110	111	117	114	115	104
		認定率	19.5%	19.3%	20.0%	19.9%	19.4%	17.9%
女性	合計	高齢者数	1,643	1,658	1,661	1,673	1,661	1,672
		要支援・要介護認定者数	395	373	358	362	350	349
		認定率	24.0%	22.5%	21.6%	21.6%	21.1%	20.9%
	前期	高齢者数	701	726	712	721	705	727
		要支援・要介護認定者数	23	26	26	19	23	22
		認定率	3.3%	3.6%	3.7%	2.6%	3.3%	3.0%
	後期	高齢者数	942	932	949	952	956	945
		要支援・要介護認定者数	372	347	332	343	327	327
		認定率	39.5%	37.2%	35.0%	36.0%	34.2%	34.6%

### (3)要支援・要介護認定率(類似団体比較)

調整済み要介護度別認定率について、国や県、近隣自治体及び新宮市（本県における同水準の高齢化率自治体）と比較すると、本町の認定率は 13.7%と他の自治体と比較して非常に低い水準となっています。

軽度認定率（要支援 1～要介護 2）は 7.0%と、全国と比較して 5.1 ポイント低くなっています。一方、重度認定率（要介護 3～要介護 5）は全国や県、近隣自治体及び新宮市とおおむね同水準となっています。

#### ■調整済み要介護度別認定者構成比の比較（令和元年）



資料：見える化システム

#### ■調整済み要介護度別認定者構成比【軽度・重度】（令和元年）

単位：%

	全国	和歌山県	印南町	御坊市	美浜町	日高町	由良町	みなべ町	日高川町	新宮市
軽度認定率	12.1	13.8	7.0	14.5	9.2	13.3	11.7	11.6	10.8	12.9
重度認定率	6.4	6.8	6.7	8.1	6.5	6.5	6.8	6.7	6.2	6.6
合計認定率	18.5	20.6	13.7	22.6	15.7	19.8	18.5	18.3	17.0	19.5

資料：見える化システム

#### ※比較対象の設定について

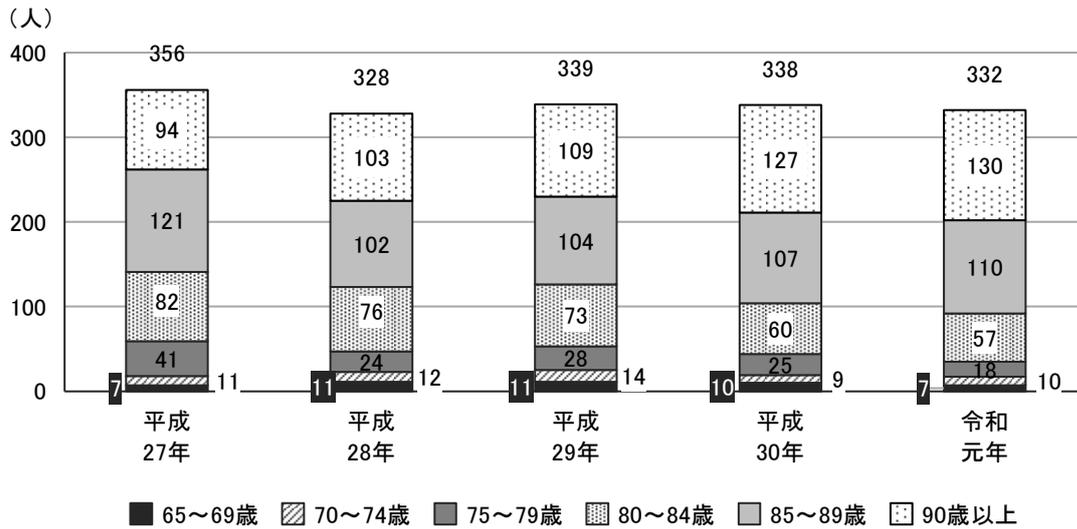
保険者機能の評価を行うにあたり、見える化システムを用いて他の自治体との比較・検証を行うことが推奨されています。本計画の策定にあたって、比較対象を以下のように設定しました。

設定条件	目的
国・県	全国平均及び県平均との比較
近隣自治体	御坊市及び老人福祉圏域内の自治体等との比較
同高齢化率	近畿圏下における同高齢化率の自治体との比較

## (4) 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は平成 27 年では 356 人と多くなっていますが、平成 28 年以降はおおむね 330 人程度で推移しています。年齢が高くなるにつれて認知症高齢者が多くなっています。

### ■ 年齢別認知症高齢者数の推移



資料：印南町

## (5) 施設サービス提供事業所の現状

本町の施設サービスを提供している事業所は 2 施設あり、令和 2 年 11 月時点での利用率はいずれも 100.0%となっています。

### ■ 施設サービス提供事業所

施設名	定員	利用者数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	利用率	時点
特別養護老人ホーム カルフル・ドルポ印南	50 人	50 人	0 人	0 人	15 人	8 人	27 人	100.0%	R2.11.1
特別養護老人ホーム カルフル・ドルポ印南 ニューヴォ	30 人	30 人	0 人	0 人	4 人	9 人	17 人	100.0%	R2.11.1

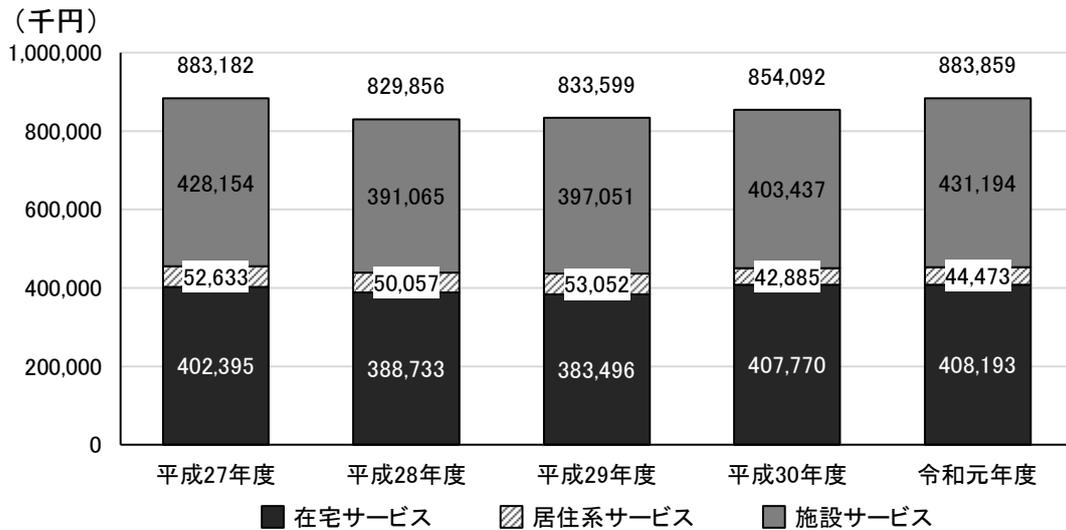
資料：印南町

## (6)サービス別給付額の推移

在宅サービス、居住系サービス、施設サービスから構成されるサービス別給付額、平成28年度以降増加に転じ、令和元年度では平成27年度と同水準の8.8億円となっています。

本町の令和元年度における一人当たり給付月額合計は24,000円台となっており、全国よりも3,000円程度高くなっていますが、県とおおむね同水準となっています。内訳については、施設及び居住系サービスは国や県よりも高い水準であるのに対し、在宅サービスは国と同水準、県よりも低い水準となっています。

### ■サービス別給付額の推移



資料：見える化システム

### ■一人当たり給付月額の比較（令和元年度）

単位：円/月

	全国	和歌山県	印南町	御坊市	美浜町	日高町	由良町	みなべ町	日高川町	新宮市
施設及び居住系サービス	10,408	10,739	13,428	13,501	11,649	14,196	13,933	14,514	15,327	9,394
在宅サービス	11,548	14,369	11,523	14,741	11,865	11,639	11,379	13,784	12,125	15,988
一人当たり給付月額合計	21,956	25,108	24,951	28,242	23,514	25,835	25,312	28,298	27,452	25,382

### ■一人当たり給付月額の比較（平成30年度）

単位：円/月

	全国	和歌山県	印南町	御坊市	美浜町	日高町	由良町	みなべ町	日高川町	新宮市
施設及び居住系サービス	10,151	10,535	12,574	12,690	11,577	13,571	13,232	13,786	15,367	9,391
在宅サービス	11,262	14,130	11,488	14,081	11,097	11,638	11,355	14,723	11,356	15,817
一人当たり給付月額合計	21,413	24,665	24,062	26,771	22,674	25,209	24,587	28,509	26,723	25,208

資料：見える化システム

## (7)介護予防サービス

### ①給付費

介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与はおおむね計画値通りの給付実績となっています。一方、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防短期入所生活介護、特定介護予防福祉用具購入費、介護予防特定施設入居者生活介護では計画値を大きく下回る給付状況となっています。

### ■介護予防サービスの給付費

		平成30年度	令和元年度	伸び率
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	計画値	724,000円	724,000円	
	実績値	169,000円	355,000円	209.9%
	計画値比	23.3%	49.0%	
介護予防訪問看護	計画値	8,233,000円	8,493,000円	
	実績値	2,860,000円	3,744,000円	130.9%
	計画値比	34.7%	44.1%	
介護予防 訪問リハビリテーション	計画値	5,110,000円	5,273,000円	
	実績値	5,460,000円	5,293,000円	96.9%
	計画値比	106.8%	100.4%	
介護予防 居宅療養管理指導	計画値	0円	0円	
	実績値	16,000円	4,000円	27.1%
	計画値比	-	-	
介護予防 通所リハビリテーション	計画値	3,303,000円	3,305,000円	
	実績値	2,338,000円	2,523,000円	107.9%
	計画値比	70.8%	76.4%	
介護予防短期入所生活介護	計画値	8,731,000円	8,769,000円	
	実績値	377,000円	273,000円	72.3%
	計画値比	4.3%	3.1%	
介護予防短期入所療養介護 (老健)	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	計画値			
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
介護予防福祉用具貸与	計画値	1,588,000円	1,653,000円	
	実績値	1,612,000円	1,889,000円	117.2%
	計画値比	101.5%	114.3%	
特定介護予防福祉用具購入費	計画値	684,000円	684,000円	
	実績値	351,000円	277,000円	78.8%
	計画値比	51.3%	40.4%	
介護予防住宅改修	計画値	3,603,000円	3,603,000円	
	実績値	2,838,000円	2,173,000円	76.6%
	計画値比	78.8%	60.3%	
介護予防特定施設入居者 生活介護	計画値	1,430,000円	1,431,000円	
	実績値	713,000円	1,078,000円	151.3%
	計画値比	49.8%	75.4%	

※端数処理の関係で、比率の数値が合わないことがあります。

## ②月間利用者数

介護予防訪問リハビリテーションは計画値を大きく上回る利用実績となっており、介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修はおおむね計画値通りとなっています。

### ■介護予防サービスの月間利用者数

		平成30年度	令和元年度	伸び率
<b>介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	計画値	24人	24人	
	実績値	6人	12人	200.0%
	計画値比	25.0%	50.0%	
介護予防訪問看護	計画値	216人	216人	
	実績値	89人	100人	112.4%
	計画値比	41.2%	46.3%	
介護予防 訪問リハビリテーション	計画値	84人	84人	
	実績値	164人	158人	96.3%
	計画値比	195.2%	188.1%	
介護予防居宅療養管理指導	計画値	0人	0人	
	実績値	5人	1人	20.0%
	計画値比	-	-	
介護予防 通所リハビリテーション	計画値	108人	108人	
	実績値	67人	76人	113.4%
	計画値比	62.0%	70.4%	
介護予防短期入所生活介護	計画値	144人	144人	
	実績値	17人	12人	70.6%
	計画値比	11.8%	8.3%	
介護予防短期入所療養介護 (老健)	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	1人	-
	計画値比	-	-	
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	0人	-
	計画値比	-	-	
介護予防福祉用具貸与	計画値	276人	288人	
	実績値	291人	311人	106.9%
	計画値比	105.4%	108.0%	
特定介護予防福祉用具購入費	計画値	24人	24人	
	実績値	12人	10人	83.3%
	計画値比	50.0%	41.7%	
介護予防住宅改修	計画値	36人	36人	
	実績値	35人	27人	77.1%
	計画値比	97.2%	75.0%	
介護予防特定施設入居者 生活介護	計画値	24人	24人	
	実績値	12人	13人	108.3%
	計画値比	50.0%	54.2%	

### ③月間利用回数・日数

介護予防訪問リハビリテーションはおおむね計画値通りの利用回数・日数となっていますが、介護予防訪問看護、介護予防短期入所生活介護の利用回数・日数は計画値を大きく下回っています。

#### ■介護予防サービスの月間利用回数・日数

		平成30年度	令和元年度	伸び率
介護予防サービス				
介護予防訪問看護	計画値	232回	239回	
	実績値	91回	121回	133.3%
	計画値比	39.1%	50.6%	
介護予防訪問リハビリテーション	計画値	157回	162回	
	実績値	164回	151回	91.9%
	計画値比	104.5%	93.0%	
介護予防短期入所生活介護	計画値	103日	103日	
	実績値	5日	4日	69.8%
	計画値比	5.1%	3.6%	
介護予防短期入所療養介護(老健)	計画値	0日	0日	
	実績値	0日	0日	-
	計画値比	-	-	

## (8)介護予防支援

### ①給付費

介護予防支援の給付実績は計画値のおよそ半分となっています。

#### ■介護予防支援の給付費

		平成30年度	令和元年度	伸び率
介護予防支援				
介護予防支援	計画値	5,472,000円	5,473,000円	
	実績値	2,326,000円	2,460,000円	105.7%
	計画値比	42.5%	44.9%	

### ②月間利用者数

介護予防支援の月間利用者数は計画値のおよそ半分となっています。

#### ■介護予防支援の月間利用者数

		平成30年度	令和元年度	伸び率
介護予防支援				
介護予防支援	計画値	1,212人	1,212人	
	実績値	528人	559人	105.9%
	計画値比	43.6%	46.1%	

## (9) 居宅介護サービス

### ① 給付費

訪問リハビリテーション、特定施設入居者生活介護において、計画値を大きく上回る給付実績となっています。また、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（老健）、短期入所療養介護（病院等）において、高い伸び率となっています。

#### ■ 居宅介護サービスの給付費

居宅サービス		平成30年度	令和元年度	伸び率
訪問介護	計画値	54,204,000円	54,204,000円	
	実績値	53,878,000円	53,573,000円	99.4%
	計画値比	99.4%	98.8%	
訪問入浴介護	計画値	11,089,000円	11,089,000円	
	実績値	7,882,000円	8,339,000円	105.8%
	計画値比	71.1%	75.2%	
訪問看護	計画値	14,429,000円	14,429,000円	
	実績値	10,955,000円	15,364,000円	140.2%
	計画値比	75.9%	106.5%	
訪問リハビリテーション	計画値	5,752,000円	5,752,000円	
	実績値	9,641,000円	10,290,000円	106.7%
	計画値比	167.6%	178.9%	
居宅療養管理指導	計画値	1,032,000円	1,032,000円	
	実績値	870,000円	1,218,000円	139.9%
	計画値比	84.3%	118.0%	
通所介護	計画値	128,003,000円	128,003,000円	
	実績値	136,673,000円	113,739,000円	83.2%
	計画値比	106.8%	88.9%	
通所リハビリテーション	計画値	27,065,000円	27,065,000円	
	実績値	22,716,000円	28,201,000円	124.1%
	計画値比	83.9%	104.2%	
短期入所生活介護	計画値	84,510,000円	84,510,000円	
	実績値	76,315,000円	81,243,000円	106.5%
	計画値比	90.3%	96.1%	
短期入所療養介護(老健)	計画値	7,102,000円	7,102,000円	
	実績値	3,371,000円	5,633,000円	167.1%
	計画値比	47.5%	79.3%	
短期入所療養介護(病院等)	計画値	0円	0円	
	実績値	191,000円	2,292,000円	1,202.2%
	計画値比	-	-	
福祉用具貸与	計画値	7,355,000円	7,355,000円	
	実績値	7,985,000円	7,484,000円	93.7%
	計画値比	108.6%	101.7%	
特定福祉用具購入費	計画値	1,357,000円	1,357,000円	
	実績値	595,000円	332,000円	55.7%
	計画値比	43.8%	24.4%	
住宅改修費	計画値	1,714,000円	1,714,000円	
	実績値	1,523,000円	1,715,000円	112.6%
	計画値比	88.8%	100.0%	
特定施設入居者生活介護	計画値	16,550,000円	16,550,000円	
	実績値	23,645,000円	24,624,000円	104.1%
	計画値比	142.9%	148.8%	

## ②月間利用者数

訪問リハビリテーション、特定施設入居者生活介護において、計画値を大きく上回る利用実績となっています。また、短期入所療養介護（老健）、短期入所療養介護（病院等）において、高い伸び率となっています。また、短期入所療養介護（老健）について、令和元年度では計画値を上回る利用状況となっています。

### ■居宅介護サービスの月間利用者数

		平成30年度	令和元年度	伸び率
居宅サービス				
訪問介護	計画値	876人	876人	
	実績値	907人	883人	97.4%
	計画値比	103.5%	100.8%	
訪問入浴介護	計画値	216人	216人	
	実績値	162人	164人	101.2%
	計画値比	75.0%	75.9%	
訪問看護	計画値	336人	336人	
	実績値	244人	266人	109.0%
	計画値比	72.6%	79.2%	
訪問リハビリテーション	計画値	132人	132人	
	実績値	240人	223人	92.9%
	計画値比	181.8%	168.9%	
居宅療養管理指導	計画値	156人	156人	
	実績値	127人	152人	119.7%
	計画値比	81.4%	97.4%	
通所介護	計画値	1,524人	1,524人	
	実績値	1,505人	1,313人	87.2%
	計画値比	98.8%	86.2%	
通所リハビリテーション	計画値	252人	252人	
	実績値	257人	280人	108.9%
	計画値比	102.0%	111.1%	
短期入所生活介護	計画値	876人	876人	
	実績値	760人	737人	97.0%
	計画値比	86.8%	84.1%	
短期入所療養介護(老健)	計画値	48人	48人	
	実績値	39人	62人	159.0%
	計画値比	81.3%	129.2%	
短期入所療養介護(病院等)	計画値	0人	0人	
	実績値	2人	11人	550.0%
	計画値比	-	-	
福祉用具貸与	計画値	948人	948人	
	実績値	973人	952人	97.8%
	計画値比	102.6%	100.4%	
特定福祉用具購入費	計画値	48人	48人	
	実績値	25人	12人	48.0%
	計画値比	52.1%	25.0%	
住宅改修費	計画値	24人	24人	
	実績値	26人	30人	115.4%
	計画値比	108.3%	125.0%	
特定施設入居者生活介護	計画値	84人	84人	
	実績値	123人	130人	105.7%
	計画値比	146.4%	154.8%	

### ③月間利用回数・日数

訪問リハビリテーションにおいて、計画値を大きく上回る利用実績となっています。また、訪問看護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（老健）、短期入所療養介護（病院等）において、高い伸び率となっています。

#### ■居宅介護サービスの月間利用頻度

居宅サービス		平成30年度	令和元年度	伸び率
訪問介護	計画値	1,764回	1,764回	
	実績値	1,815回	1,761回	97.1%
	計画値比	102.9%	99.8%	
訪問入浴介護	計画値	83回	83回	
	実績値	59回	62回	104.9%
	計画値比	71.4%	74.9%	
訪問看護	計画値	337回	337回	
	実績値	208回	254回	122.2%
	計画値比	61.9%	75.6%	
訪問リハビリテーション	計画値	170回	170回	
	実績値	297回	293回	99.0%
	計画値比	174.4%	172.6%	
通所介護	計画値	1,235回	1,235回	
	実績値	1,310回	1,110回	84.8%
	計画値比	106.1%	89.9%	
通所リハビリテーション	計画値	198回	198回	
	実績値	176回	214回	121.5%
	計画値比	88.9%	108.0%	
短期入所生活介護	計画値	867日	867日	
	実績値	767日	828日	107.9%
	計画値比	88.5%	95.5%	
短期入所療養介護(老健)	計画値	50日	50日	
	実績値	24日	38日	159.5%
	計画値比	47.3%	75.5%	
短期入所療養介護(病院等)	計画値	0日	0日	
	実績値	3日	30日	1,190%
	計画値比	-	-	

## (10)地域密着型サービス

### ①給付費

地域密着型通所介護は計画値を大きく上回る給付実績となっており、伸び率も高くなっています。一方で、小規模多機能型居宅介護は平成30年度ではおおむね計画値通りの給付実績となっていますが、令和元年度ではおよそ半分となっています。認知症対応型共同生活介護は計画値の半分程度の給付実績となっています。

#### ■地域密着型サービスの給付費

		平成30年度	令和元年度	伸び率
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
夜間対応型訪問介護	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
地域密着型通所介護	計画値	2,804,000円	2,804,000円	
	実績値	10,325,000円	16,612,000円	160.9%
	計画値比	368.2%	592.4%	
認知症対応型通所介護	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
小規模多機能型居宅介護	計画値	5,344,000円	5,344,000円	
	実績値	4,959,000円	2,811,000円	56.7%
	計画値比	92.8%	52.6%	
認知症対応型共同生活介護	計画値	34,067,000円	34,067,000円	
	実績値	18,527,000円	18,771,000円	101.3%
	計画値比	54.4%	55.1%	
地域密着型特定施設入居者 生活介護	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	
看護小規模多機能型 居宅介護	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	0円	-
	計画値比	-	-	

## ②月間利用者数

地域密着型通所介護は計画値を大きく上回る利用実績となっており、伸び率もわずかながら高くなっています。一方で、小規模多機能型居宅介護は平成30年度ではおおむね計画値通りの利用実績となっていますが、令和元年度では半分となっています。認知症対応型共同生活介護は計画値の半分程度の利用実績となっています。

### ■地域密着型サービスの月間利用者数

		平成30年度	令和元年度	伸び率
<b>地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	0人	-
	計画値比	-	-	
夜間対応型訪問介護	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	0人	-
	計画値比	-	-	
地域密着型通所介護	計画値	36人	36人	
	実績値	178人	188人	105.6%
	計画値比	494.4%	522.2%	
認知症対応型通所介護	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	0人	-
	計画値比	-	-	
小規模多機能型居宅介護	計画値	24人	24人	
	実績値	23人	12人	52.2%
	計画値比	95.8%	50.0%	
認知症対応型共同生活介護	計画値	132人	132人	
	実績値	71人	72人	101.4%
	計画値比	53.8%	54.5%	
地域密着型特定施設入居者 生活介護	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	0人	-
	計画値比	-	-	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	0人	-
	計画値比	-	-	
看護小規模多機能型 居宅介護	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	0人	-
	計画値比	-	-	

### ③月間利用回数・日数

地域密着型通所介護の利用回数は計画値を大きく上回り、伸び率も高くなっています。

#### ■地域密着型サービスの月間利用回数

		平成30年度	令和元年度	伸び率
地域密着型サービス				
地域密着型通所介護	計画値	27回	27回	
	実績値	109回	162回	149.4%
	計画値比	396.0%	591.5%	
認知症対応型通所介護	計画値	0回	0回	
	実績値	0回	0回	-
	計画値比	-	-	

## (11)居宅介護支援

### ①給付費

居宅介護支援の給付実績はおおむね計画値通りとなっています。

#### ■居宅介護支援の給付費

		平成30年度	令和元年度	伸び率
居宅介護支援				
居宅介護支援	計画値	39,038,000円	39,255,000円	
	実績値	41,528,000円	40,360,000円	97.2%
	計画値比	106.4%	102.8%	

### ②月間利用者数

居宅介護支援の利用実績はおおむね計画値通りとなっています。

#### ■居宅介護支援の月間利用者数

		平成30年度	令和元年度	伸び率
居宅介護支援				
居宅介護支援	計画値	2,496人	2,508人	
	実績値	2,633人	2,502人	95.0%
	計画値比	105.5%	99.8%	

## (12)施設サービス

### ①給付費

介護老人福祉施設は計画値を上回る給付実績となっており、介護老人保健施設はおおむね計画値通りとなっています。また、令和6年度までに介護療養型医療施設を介護医療院に順次転換することが求められていることから、介護療養型医療施設の給付実績は減少し、介護医療院が増加しています。

#### ■施設サービスの給付費

施設サービス		平成30年度	令和元年度	伸び率
介護老人福祉施設	計画値	233,461,000円	233,461,000円	
	実績値	300,541,000円	326,732,000円	108.7%
	計画値比	128.7%	140.0%	
介護老人保健施設	計画値	87,521,000円	87,521,000円	
	実績値	95,220,000円	97,410,000円	102.3%
	計画値比	108.8%	111.3%	
介護医療院	計画値	0円	0円	
	実績値	0円	6,646,000円	-
	計画値比	-	-	
介護療養型医療施設	計画値	16,728,000円	16,728,000円	
	実績値	7,676,000円	406,000円	5.3%
	計画値比	45.9%	2.4%	

### ②月間利用者数

介護老人福祉施設は計画値を上回る給付実績となっています。介護老人保健施設はおおむね計画値通りとなっており、平成30年度から令和元年度にかけて伸び率は横ばいとなっています。

#### ■施設サービスの月間利用者数

施設サービス		平成30年度	令和元年度	伸び率
介護老人福祉施設	計画値	900人	900人	
	実績値	1,133人	1,204人	106.3%
	計画値比	125.9%	133.8%	
介護老人保健施設	計画値	324人	324人	
	実績値	339人	336人	99.1%
	計画値比	104.6%	103.7%	
介護医療院	計画値	0人	0人	
	実績値	0人	17人	-
	計画値比	-	-	
介護療養型医療施設	計画値	36人	36人	
	実績値	20人	1人	5.0%
	計画値比	55.6%	2.8%	

### 3. アンケート調査結果からみる状況

#### (1) 調査概要

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：町内在住の要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方
- 在宅介護実態調査：町内在住の要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方
- 調査期間：令和2年7月18日（土）～8月2日（日）
- 調査方法：郵送による配布・回収（無記名で回答）

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	500件	299件	59.8%
在宅介護実態調査	100件	54件	54.0%

参考) 前回調査：平成29年8月10日（木）～8月25日（金）実施

	配布数	有効回答数	有効回答率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	500件	276件	55.2%
在宅介護実態調査	100件	43件	43.0%

#### (2) アンケート調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

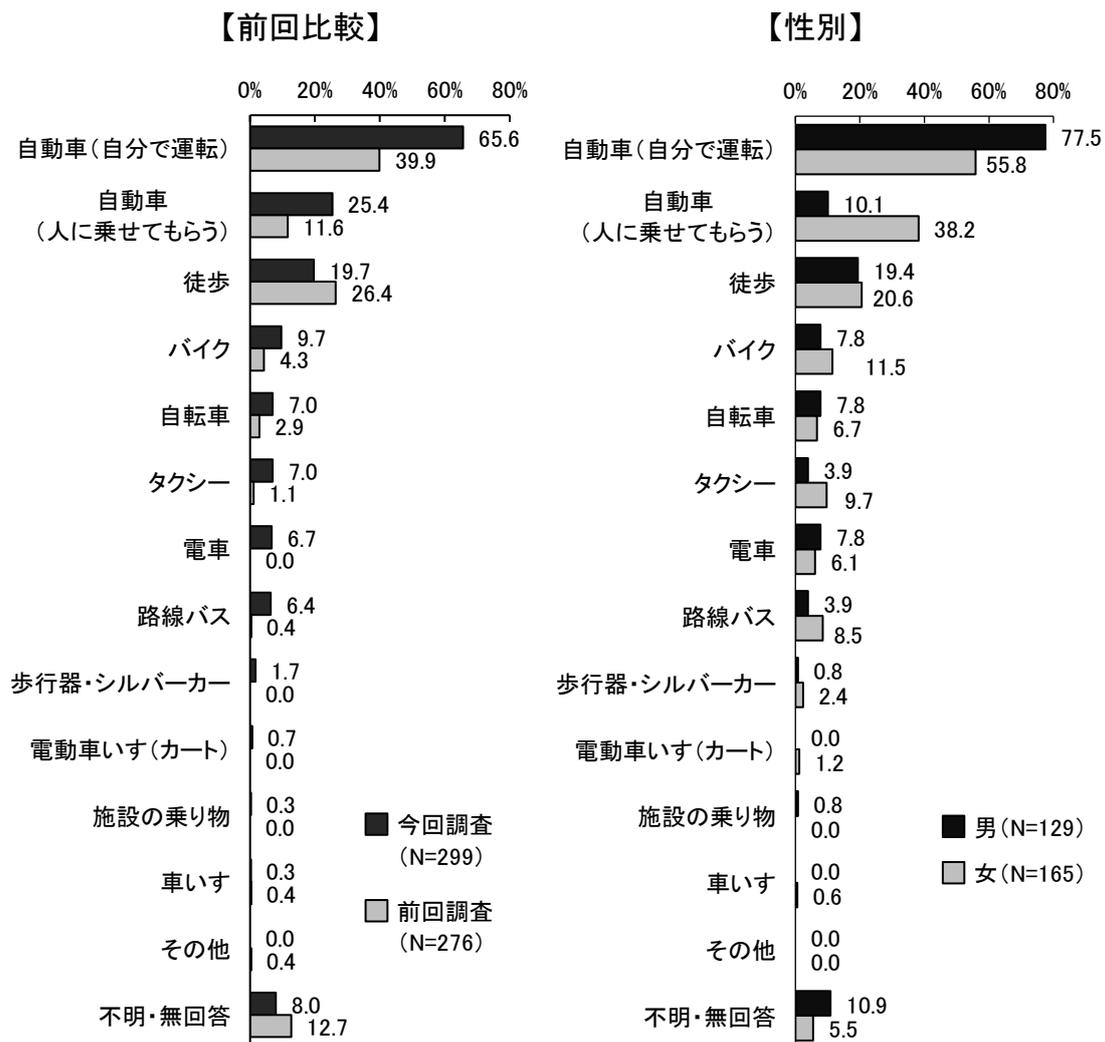
### (3)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

#### ①外出する際の移動手段(複数回答)

「自動車(自分で運転)」が65.6%と最も高く、次いで「自動車(人に乗せてもらう)」が25.4%、「徒歩」が19.7%となっています。

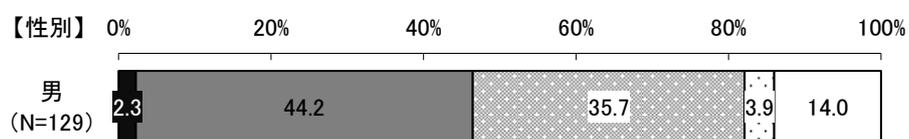
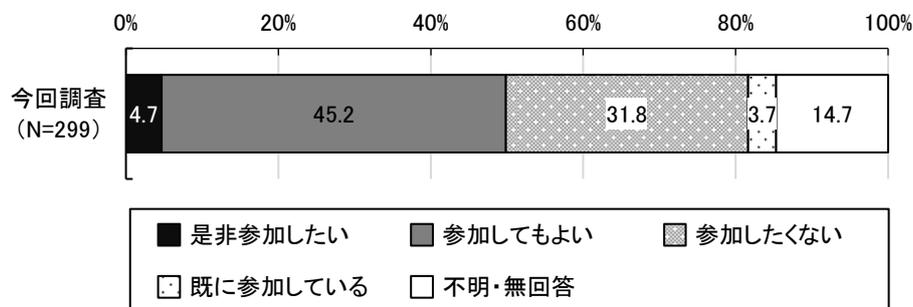
前回の調査よりも「自動車(自分で運転)」の割合が25.7ポイント高くなっています。

男女別では、「自動車(自分で運転)」の割合が男性のほうが高くなっており、「自動車(人に乗せてもらう)」の割合は女性のほうが高くなっています。

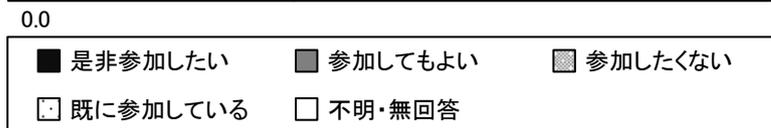
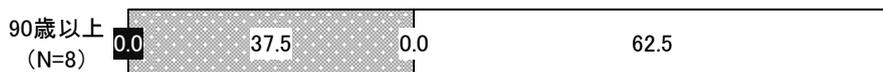


## ②地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加者としての参加意向(単数回答)

「参加してもよい」が45.2%と最も高く、次いで「参加したくない」が31.8%、「是非参加したい」が4.7%となっています。

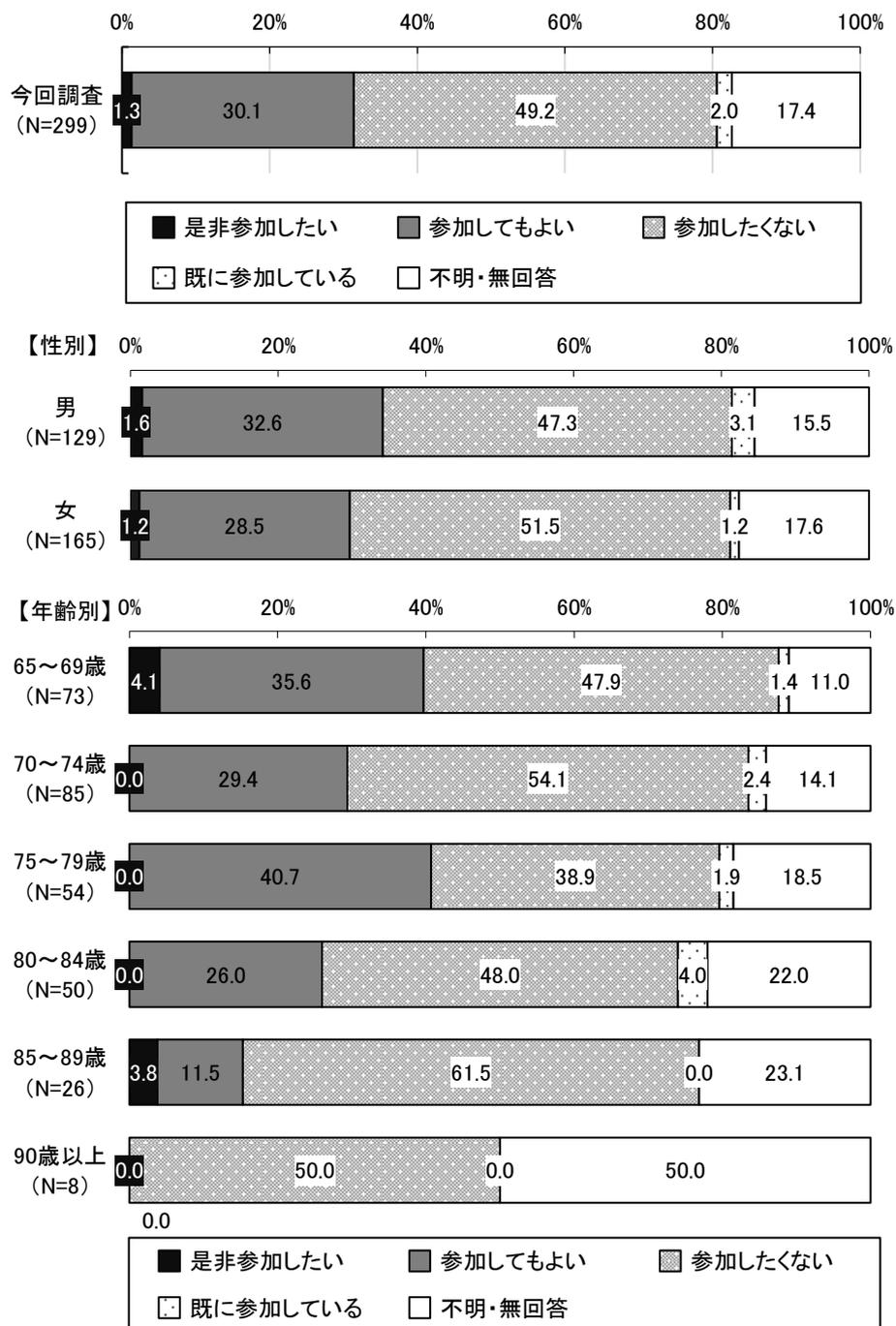


【年齢別】 0% 20% 40% 60% 80% 100%



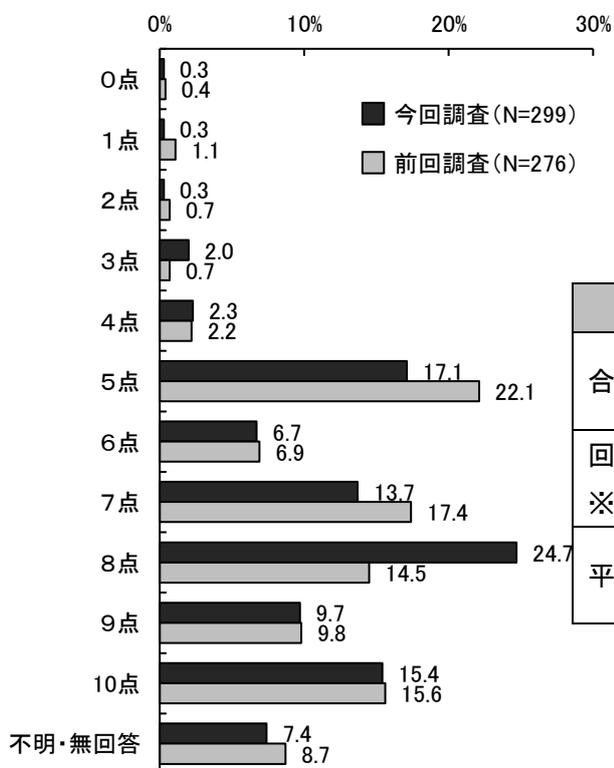
### ③地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営(お世話役)としての参加意向(単数回答)

「参加したくない」が49.2%と最も高く、次いで「参加してもよい」が30.1%、「既に参加している」が2.0%となっています。



#### ④幸福度(数量回答)

「8点」が24.7%と最も高く、次いで「5点」が17.1%、「10点」が15.4%となっています。



	今回調査	前回調査
合計点	2,024点	1,785点
回答件数 ※不明・無回答を除く	277件	252件
平均点	7.31点	7.08点

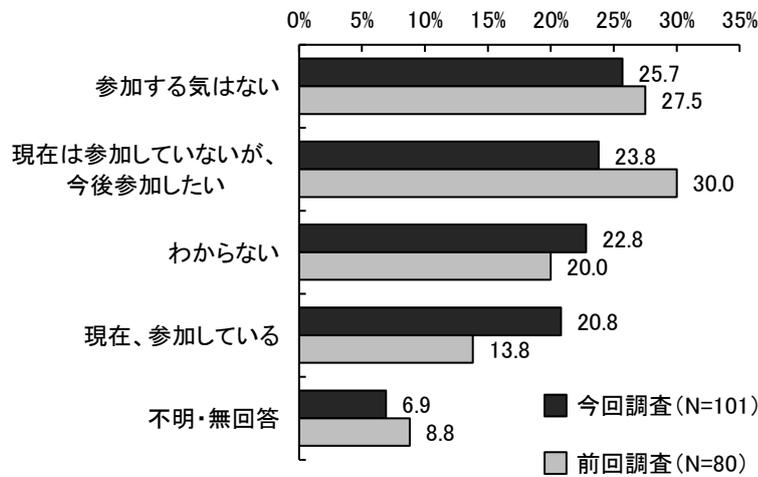
※回答項目の特性上、回答数順ではなく、回答項目の昇順としています。

	男	女	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
合計点	884点	1,125点	528点	593点	342点	339点	149点	58点
回答件数	122件	153件	72件	82件	47件	47件	20件	7件
平均点	7.25点	7.35点	7.33点	7.23点	7.28点	7.21点	7.45点	8.29点

※「不明・無回答」は除く

### ⑤介護予防のための教室等への参加状況(複数回答)

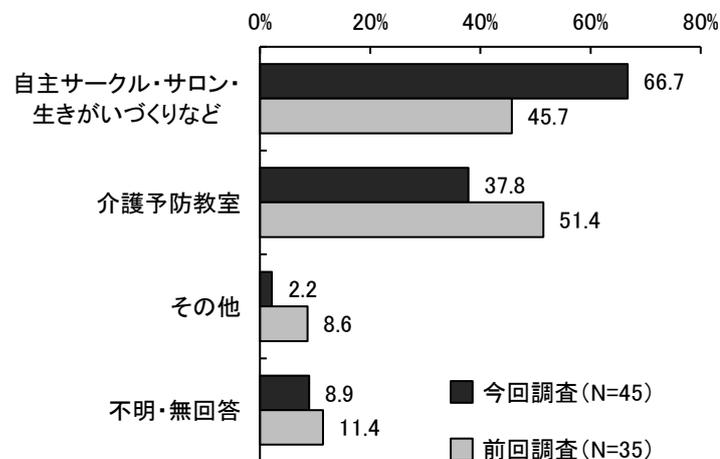
「参加する気はない」が25.7%と最も高く、次いで「現在は参加していないが、今後参加したい」が23.8%、「わからない」が22.8%となっています。



### 【⑤で「現在参加している」または「現在は参加していないが、今後参加したい」と答えた方のみ】

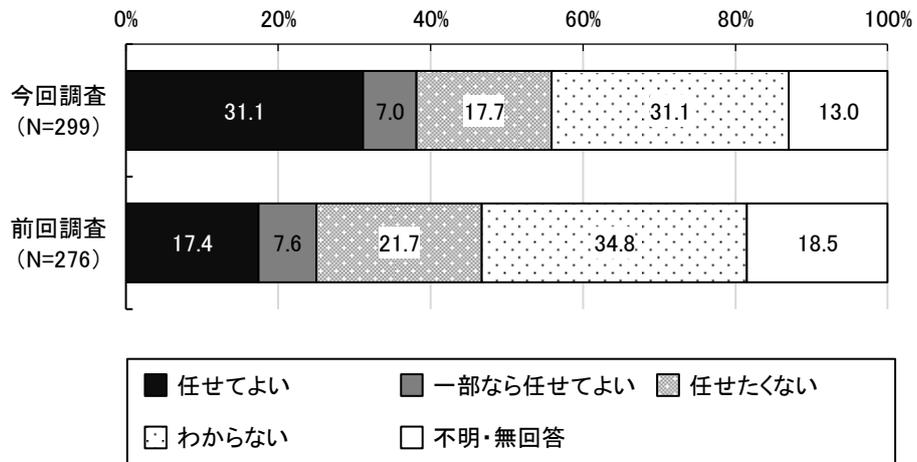
### ⑥参加したことがある介護予防教室、または参加したいと思う介護予防教室(複数回答)

「自主サークル・サロン・生きがいがづくりなど」が66.7%、「介護予防教室」が37.8%となっています。



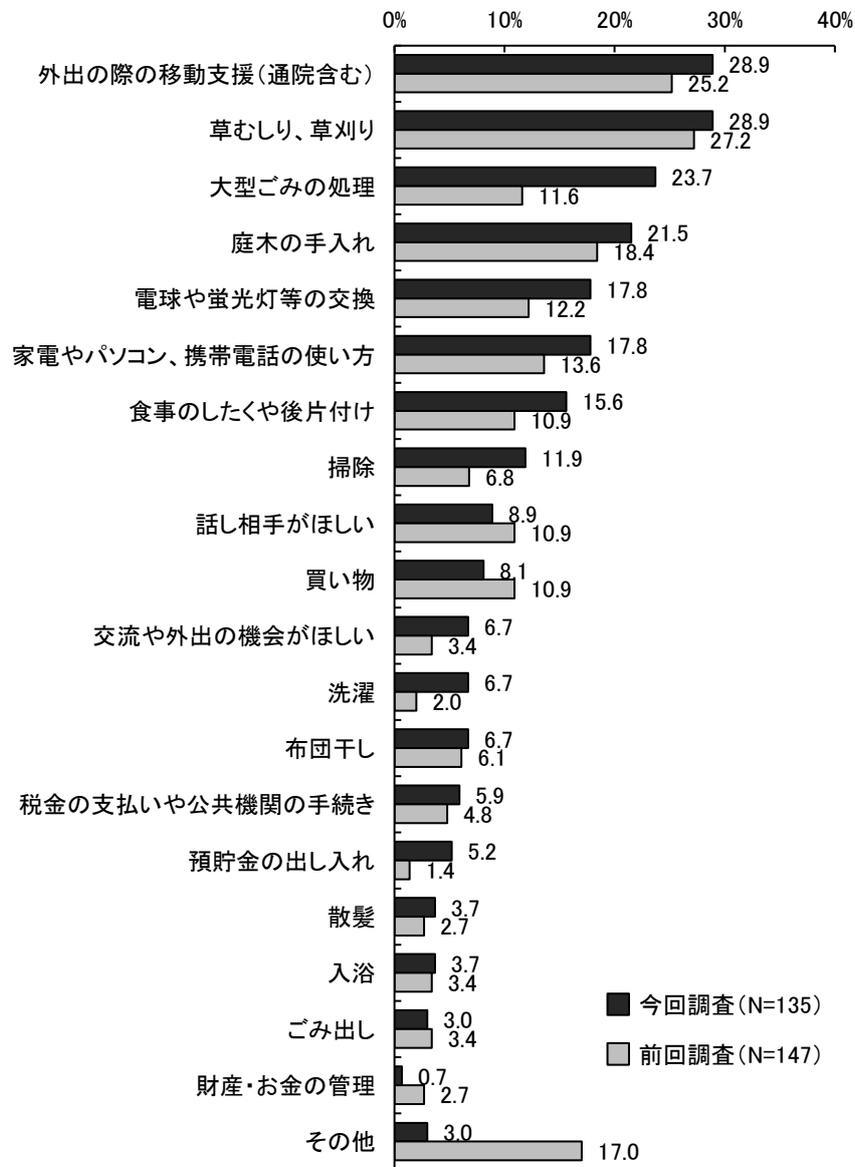
⑦「成年後見人」に財産管理等を任せることについて(単数回答)

「任せてよい」「わからない」がともに31.1%、「任せたくない」が17.7%となっています。



⑧現在、日常生活の中で、手助けしてほしいと思うこと(複数回答)

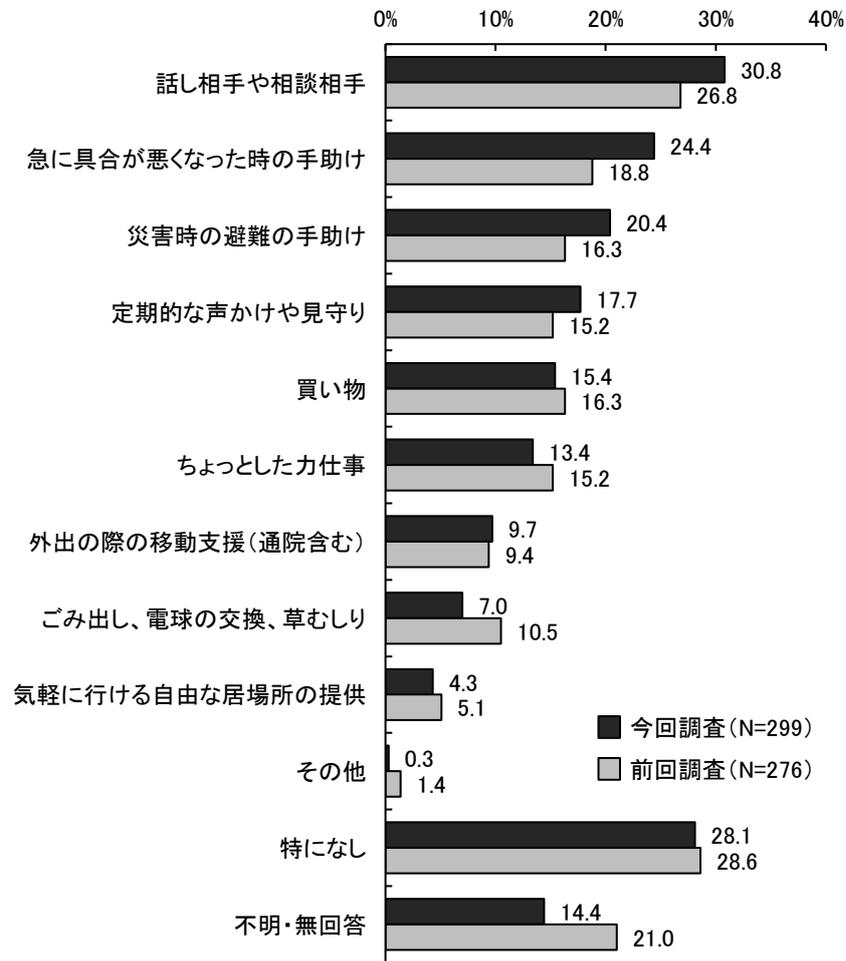
「外出の際の移動支援(通院含む)」「草むしり、草刈り」がともに28.9%、「大型ごみの処理」が23.7%となっています。



「不明・無回答」を除く

### ⑨ご近所で手助けや協力できること(複数回答)

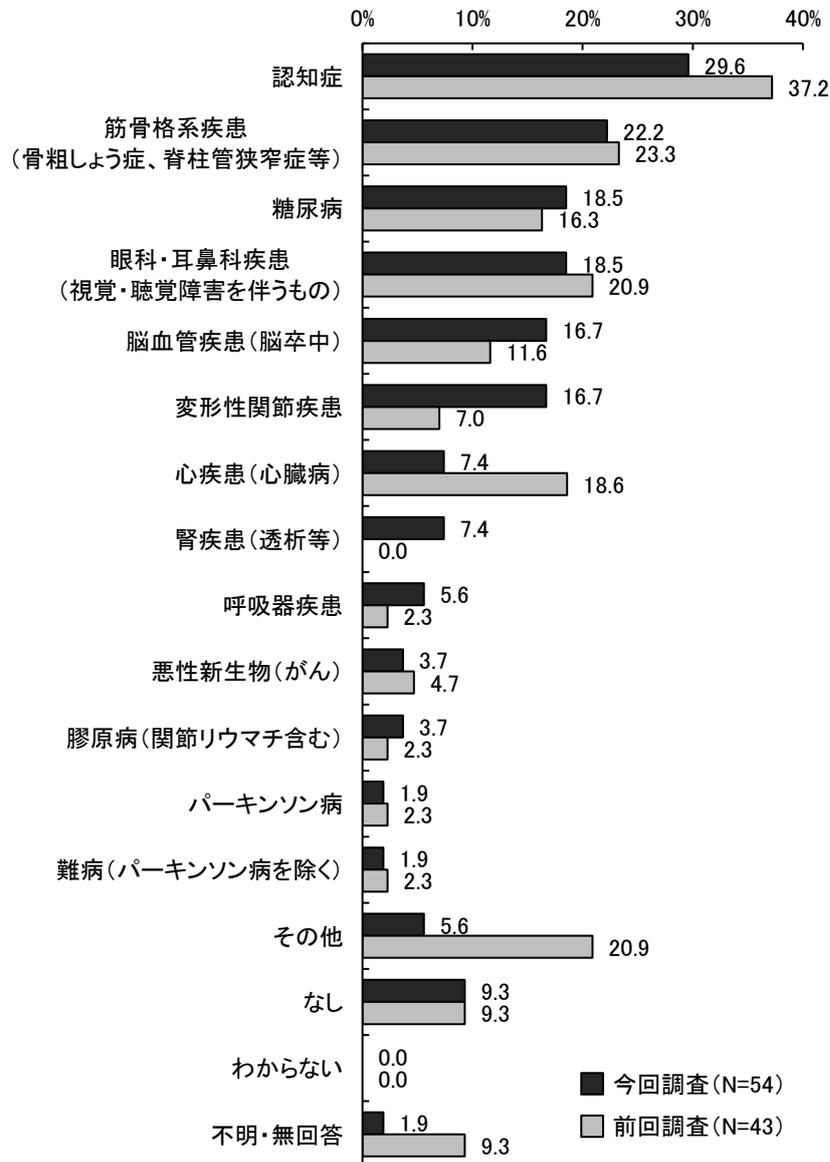
「話し相手や相談相手」が30.8%と最も高く、次いで「特になし」が28.1%、「急に具合が悪くなった時の手助け」が24.4%となっています。



## (4)在宅介護実態調査結果

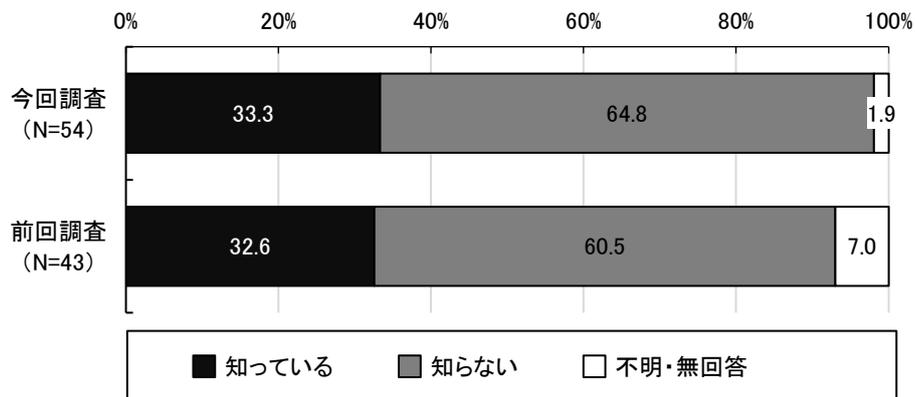
### ①現在抱えている傷病について(複数回答)

「認知症」が 29.6%と最も高く、次いで「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が 22.2%、「糖尿病」「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」がともに 18.5%となっています。



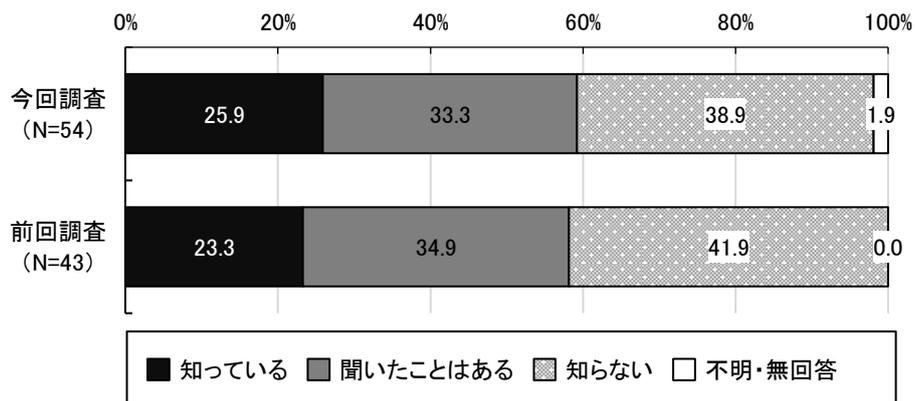
## ②認知症専門の医療機関の認知度(単数回答)

「知らない」が64.8%、「知っている」が33.3%となっています。



## ③「成年後見制度」の認知度(単数回答)

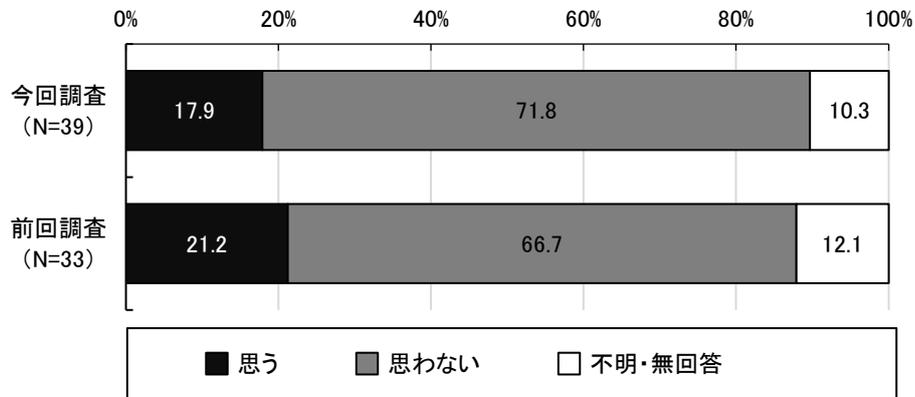
「知らない」が38.9%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が33.3%、「知っている」が25.9%となっています。



**【成年後見制度の認知度について「聞いたことがある」「知らない」と答えた方のみ】**

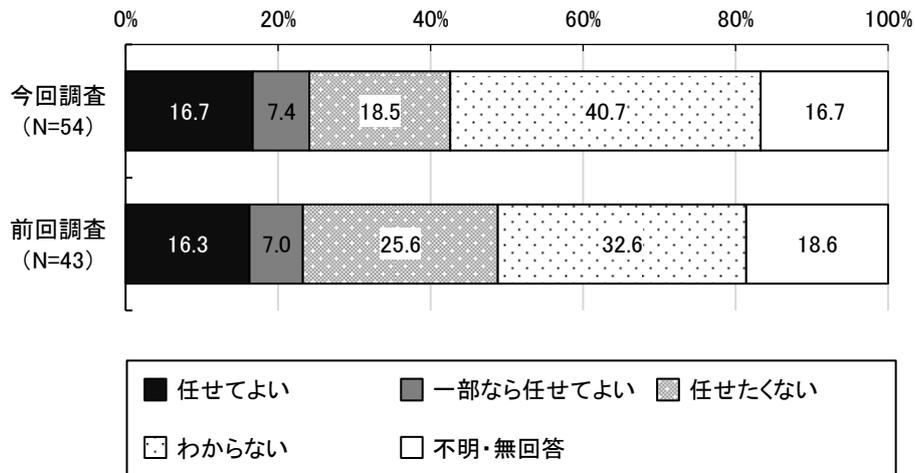
④「成年後見制度」について詳しく知りたいと思うか(単数回答)

「思わない」が71.8%、「思う」が17.9%となっています。



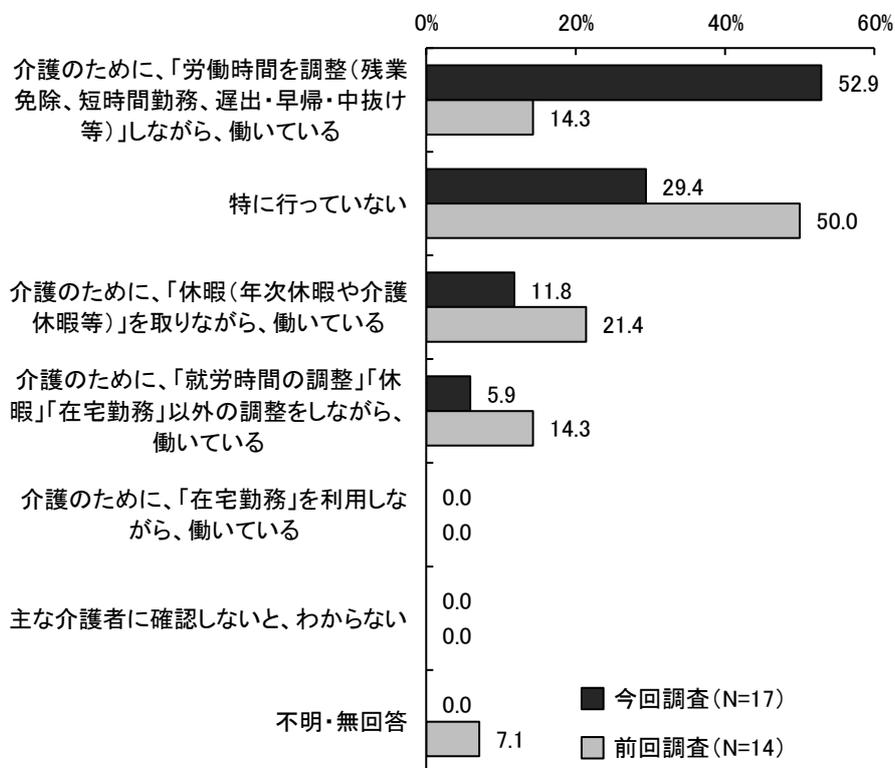
⑤「成年後見人」に財産管理等を任せることについてどう思うか(単数回答)

「わからない」が40.7%と最も高く、次いで「任せたくない」が18.5%、「任せてよい」が16.7%となっています。



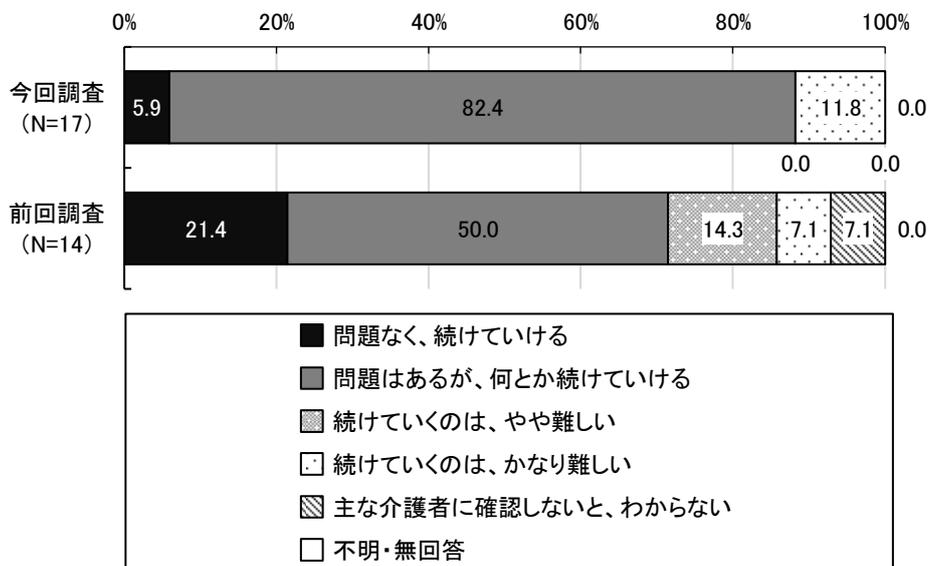
### ⑥主な介護者の働き方についての調整状況(複数回答)

「介護のために、『労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)』しながら、働いている」が52.9%と最も高く、次いで「特に行っていない」が29.4%、「介護のために、『休暇(年次休暇や介護休暇等)』を取りながら、働いている」が11.8%となっています。



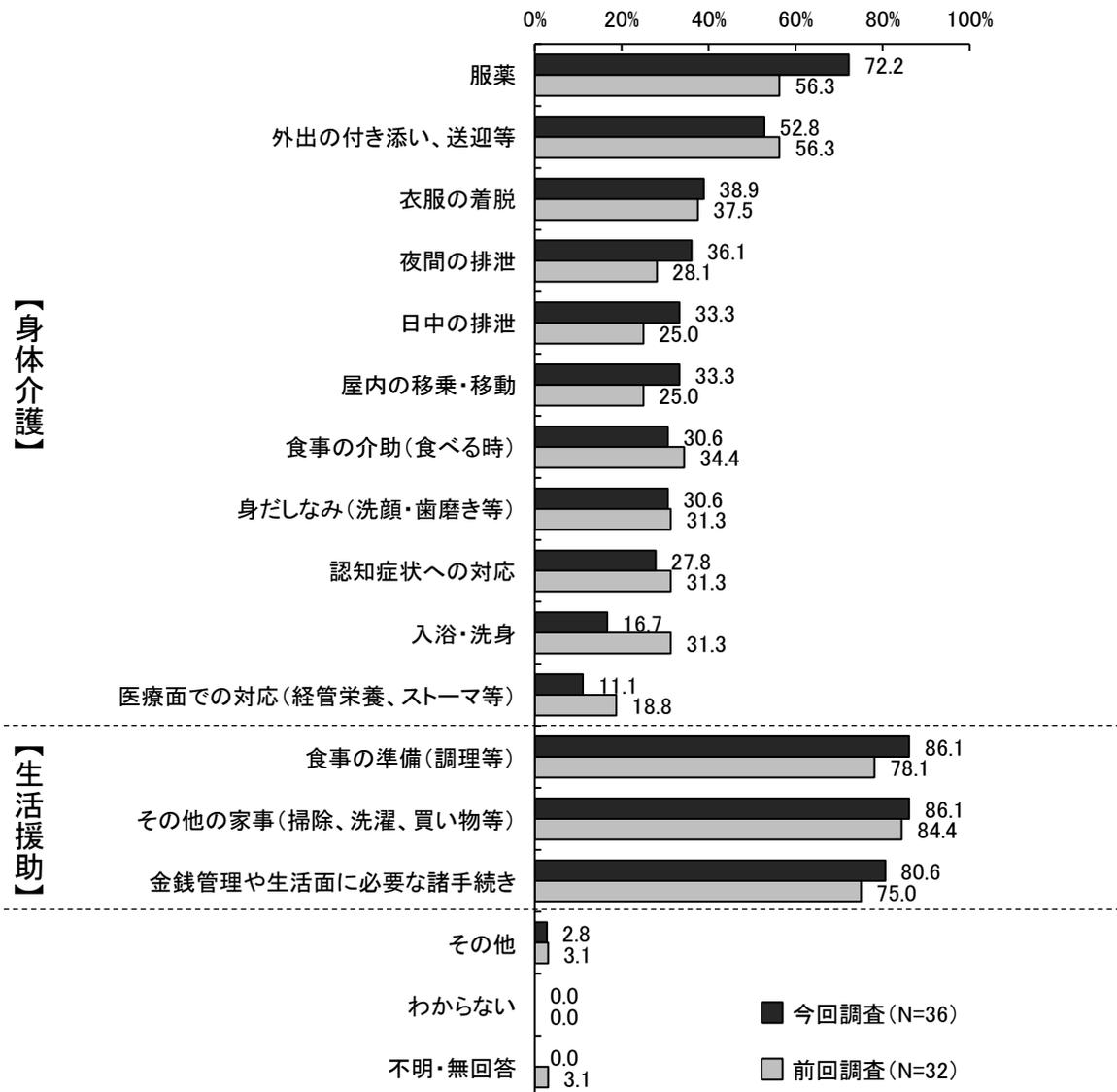
### ⑦主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうか(単数回答)

「問題はあるが、何とか続けていける」が82.4%と最も高く、次いで「続けていくのは、かなり難しい」が11.8%、「問題なく、続けていける」が5.9%となっています。



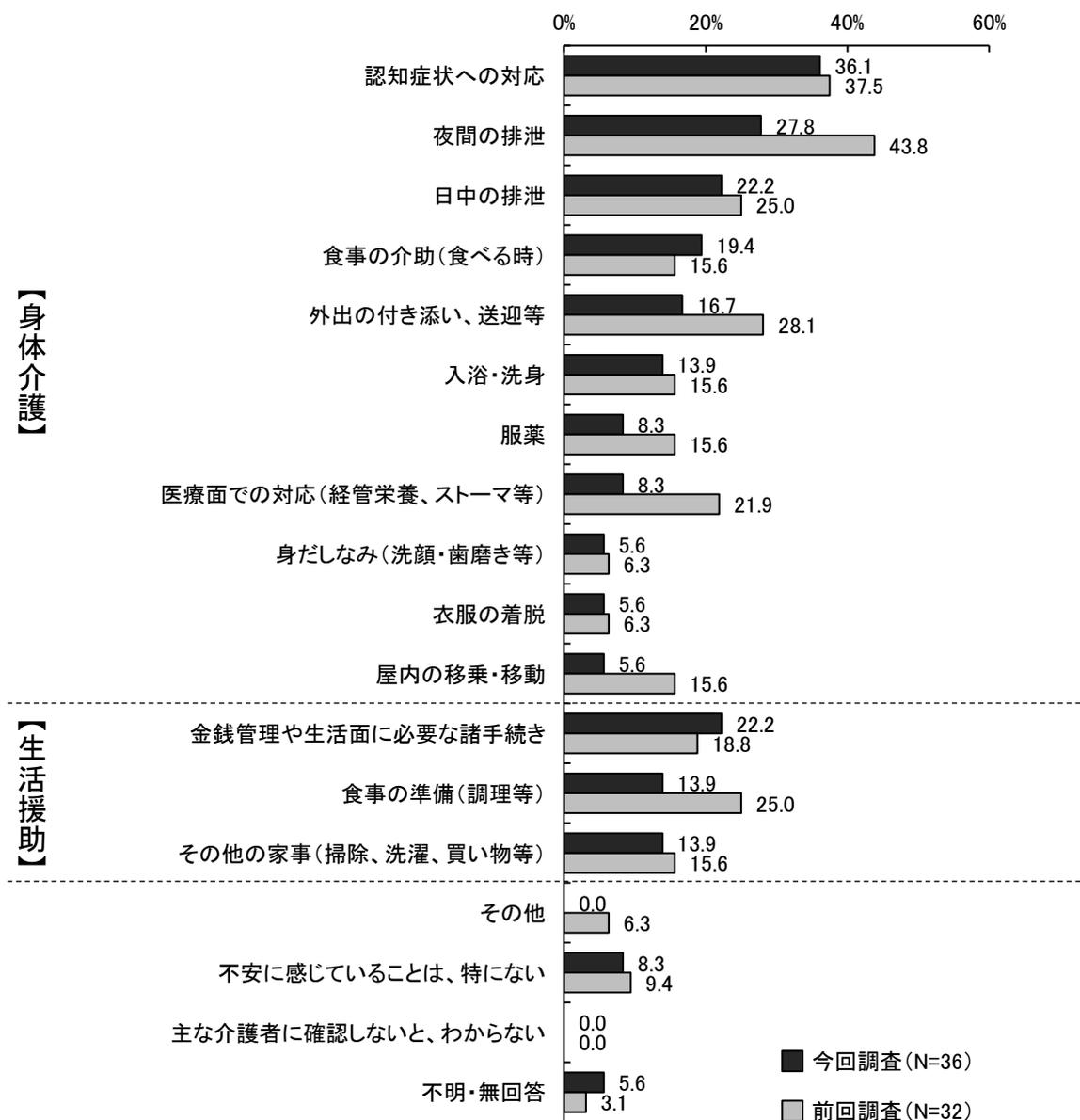
### ⑧主な介護者が行っている介護等(複数回答)

「食事の準備(調理等)」「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」がともに86.1%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が80.6%となっています。



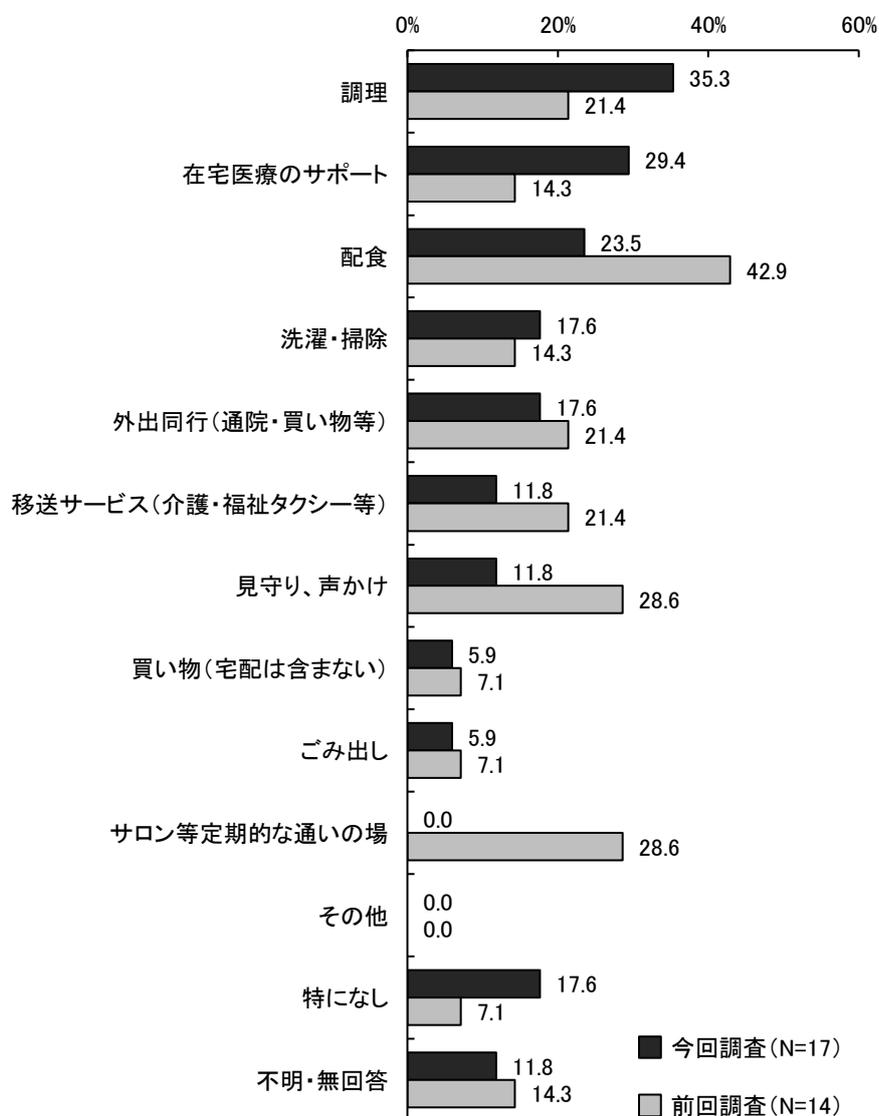
### ⑨主な介護者の方が不安を感じる介護等(複数回答)

「認知症状への対応」が36.1%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が27.8%、「日中の排泄」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」がともに22.2%となっています。



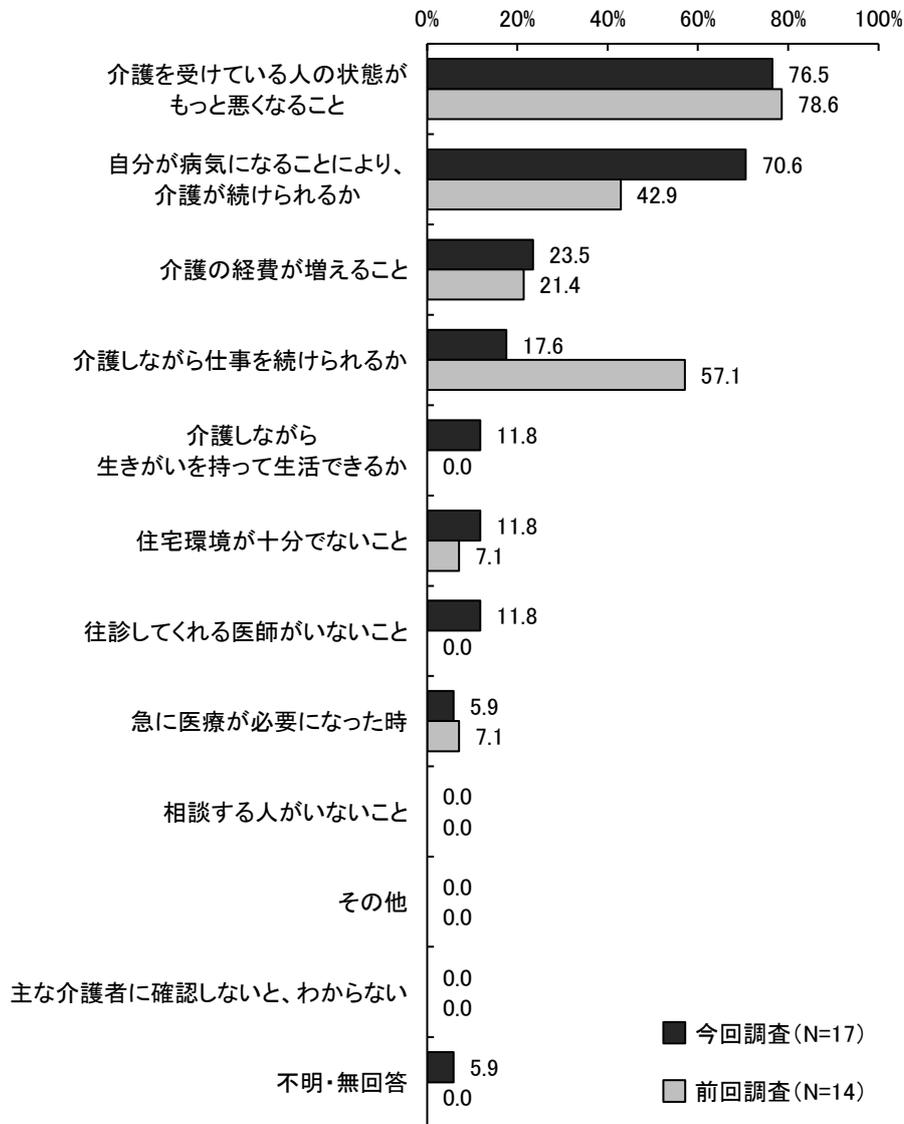
⑩今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)

「調理」が 35.3%と最も高く、次いで「在宅医療のサポート」が 29.4%、「配食」が 23.5%となっています。



### ⑪家族を介護することに対する不安や悩み(複数回答)

「介護を受けている人の状態がもっと悪くなること」が76.5%と最も高く、次いで「自分が病気になることにより、介護が続けられるか」が70.6%、「介護の経費が増えること」が23.5%となっています。



## 4. 前回計画の振り返り

### (1)健康づくり・介護予防の継続的推進

#### ○計画の取組実績

##### 【健康づくりの推進】

いつまでも元気で健やかな生活を送るためには、高齢期以前からの健康づくりが重要となることから、生活習慣病予防の推進や特定健康診査の受診勧奨、特定保健指導の実施を行ってきました。

令和元年度に後期高齢者を対象とする集団健康診査を導入したことにより、後期高齢者の健康診査の受診率は20.08%と、県内でも上位となっています。一方で、国民健康保険の特定健康診査の受診率は39%台と横ばいで推移しており、未受診者への受診勧奨の工夫や幅広い世代が受診できるよう、開催場所や日程を検討することが重要です。

「健康自己管理の促進」の取組として、生活習慣病の予防には栄養と運動の両面からアプローチすることが重要であるという考えのもと、運動教室と減塩教室を実施してきました。両教室とも参加者から満足度の高い声をいただけてきましたが、受講者が少なく固定化していることが課題となっています。

運動教室は令和元年度で一時的に終了したため、令和2年度以降は介護予防事業等で実施している運動教室を紹介することで運動支援を進めてきました。こうした取組の結果、自立した生活を継続している高齢者の割合が高くなっています。

##### 【介護予防・日常生活支援総合事業の充実】

効果的な介護予防を進めるために、高齢者が集い、自ら介護予防活動に取り組むことができるよう、倒れんジャー教室・気功教室・いきいき百歳体操等、高齢者の体力や興味に応じた集いの場の設置を支援してきました。

その際には、参加者が歩いて通うことができるよう、各地区の集会場単位での設置を目指しています。身体状況により、近くの集会場にも歩いて行けない総合事業対象者には、自立支援会議にて必要性を専門職で話し合い、通所介護の利用を勧めてきました。

地域ケア個別会議や担当者会議において、多職種協働型アセスメントを行うことで、高齢者支援について多角的な検討を進めてきました。また、地域における介護予防の取組を強化するために、町民・介護事業所・医療関係者・社会福祉協議会・行政等が話し合う機会を持ち、より効率的・効果的な事業実施を図ってきました。さらに、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターを5人の町民代表に委嘱しました。これにより、高齢者の生活上の困りごとに対応できる仕組みづくりに向けて取り組みました。

## 【高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加の促進】

高齢者一人ひとりが、生きがいを持って生活を送ることができるよう、スポーツ大会や健康講座等を実施し、ねんりんピック出展団体を応援する行事の開催等、様々な形で生涯学習活動の支援を行ってきました。

また、生きがいづくりにつながる学習の場、交流の場として「いなみシニア学園」を支援し、学園祭への一般観覧者の受け入れを行うことで、活動の周知と参加促進に取り組んできました。

保健・郷土史・脳トレ等、講義内容も好評を得ており、参加者間での交流や仲間づくりが促進されました。一方で、切目川分校、真妻分校については、設置したものの、参加者が確保できず開催することができていません。

## (2)地域包括ケアシステムの推進

### ○計画の取組実績

地域包括支援センターは高齢者支援や相談窓口等をマネジメントする中核機関として、サービス利用者一人ひとりに適切なサービスを継続して提供できるよう、各在宅介護支援センターと連絡調整を綿密に行い、きめ細やかな相談体制を整えてきました。さらに踏み込んで高齢者の生活状況を把握するために、実態把握調査を通じて一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の状況を確認し、早期対応につなげました。

また高齢者の見守り活動として、「高齢者等地域見守りネットワーク事業」や「見守り電話サービス」を実施してきました。高齢者等地域見守りネットワーク事業は、社会福祉協議会や福祉施設、郵便局、警察、消防、保健医療関係者、地域住民等といった多様な方々の協力のもと、事業を推進しています。多くの方の協力と積極的な周知活動の取組により、高い認知度となっており、地域における見守り支援体制を強化することができました。

国が定めた認知症施策推進大綱においては、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくと位置づけられています。本町では、認知症地域支援推進員を設置し、高齢者等地域見守りネットワーク事業の周知活動に合わせて、認知症サポーターの養成講座を開催することで、多くの住民に参加していただき、幅広い世代に対して認知症について理解を深めることができました。

認知症に関する相談を受けた際には、認知症初期集中支援についての研修を受けた職員が訪問し、支援を行ってきました。また、認知症カフェでは、認知症介護の専門研修を受けた専門職員も参画することで、専門的なアドバイスや支援につなぐことができました。認知症家族からは、同じ悩みを持つ人と場を共有することで、日ごろの心の疲れを癒すことができたという声をいただきました。

### (3)生活支援・高齢者福祉施策の充実

#### ○計画の取組実績

##### 【安心して在宅生活を送るための取組】

住民が困りごとを気軽に相談できるよう、地域包括支援センターや各在宅介護支援センターに相談窓口を開設しており、各機関と連携を深め、対応力の強化を図りました。また、法律相談等の回数を増加するとともに広報の充実を図り、心配ごとに対する支援の充実に努めてきました。

出前教室については在宅介護の推進と介護相談、認知症の周知を目的に、月1回程度の頻度で各地区の集会所を訪問し、教室を開催してきました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、計画通りの実施には至らなかったものの、出前教室をきっかけに介護等について住民同士で考えるきっかけをつくることができました。

##### 【高齢者を地域で支える取組】

社会福祉協議会を中心に、「高齢者等安否確認事業」「緊急通報装置貸与事業」等を実施しており、高齢者が安心して生活を送ることができるよう、見守り支援の充実を図ってきました。また、家事等の生活に関する相談を受けた際は、「生活指導員」を派遣し、日常生活の支援を行ってきました。

判断能力の低下によって、福祉サービスの利用や金銭管理が困難になった高齢者に対しては、福祉サービス利用支援事業を通じて、適切なサービスの利用につなげるとともに、金銭管理や書類等の預かりサービスを行い、権利擁護を図ってきました。

加えて、高齢者が孤独を感じることがないように、中学校の協力のもと、一人暮らし高齢者友愛事業を通じて、一人暮らし高齢者へ年賀状を送りました。さらに、毎年「愛の日」(11月15日)に民生委員・児童委員等が高齢者世帯や福祉施設を訪問しました。こうした活動を通じて、高齢者とその家族、民生委員・児童委員の良好な関係を育んできました。

上記の友愛事業や愛の日の行事等において、ボランティアの協力は不可欠です。その他にも様々なボランティアがあることを広く周知し、幅広い方々に参画いただける機会の充実を図ってきました。

##### 【家族介護者を支援する取組】

要介護状態になっても、住み慣れた家で生活をするためには、主な介護者となる家族の支援が必要です。家族介護を支援するため、介護教室を開催して、介護の方法や介護予防の取組、介護者の健康づくりについての知識と技術習得のための機会を提供してきました。

また、学校の協力のもと、児童・生徒に対して、福祉教育の一環として体験介護教室を開催し、福祉の心の育成を図ってきました。

在宅で要介護者を支えている家族に対しては、介護用品引き換えクーポン券(いきいきサポート券)を発行し、多くの方に活用いただきました。さらに、社会福祉協議会において福祉用具の貸出を行っており、必要とする方に対して迅速な貸出を行うことができました。

## (4)介護給付の適正化

### ○計画の取組実績

安定して健全な介護保険事業を運営するためには、在宅介護を継続できるような支援を充実させることが重要となります。そのなかで、家族介護教室や出前教室、講演会等を開催することで、在宅介護についての知識や技術を身につける機会を提供してきました。

また介護給付の適正化に向けて、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検（福祉用具購入・貸与調査）」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」のいわゆる「主要5事業」があり、計画に基づき事業を推進してきました。要介護認定の適正化においては、職員が意見書と調査票を確認し、不明な事項は電話確認を行うなど、認定基準に基づいて適正に実施してきました。

## 5. 前回計画期間の成果と今後の方向性

### 【成果】

介護予防・日常生活支援総合事業の推進により、調整済認定率が全国平均以下

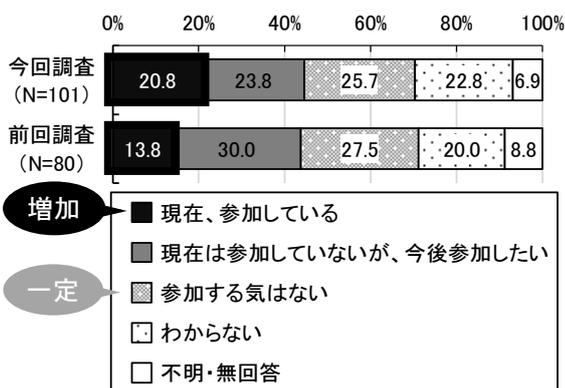
「健やかに安心して暮らせる郷（まち） いなみ」の基本理念のもと、本町に住む高齢者がいつまでも健康で自分らしい生活を継続することができるよう、介護予防や健康づくりの推進を図るとともに、生きがいのある充実した生活を送ることができるよう重層的に支援を行ってきました。こうした取組により、全国的に要介護者が増加する傾向にあるなかで、本町では要支援・要介護認定者数は減少し、要介護認定率は全国平均を下回り、県内の近隣市町と比較しても最も低い水準となり、自立した生活を送る高齢者が多い自治体となっています。

### 【今後の方向性①】 介護予防や健康づくり、生きがいづくりの推進

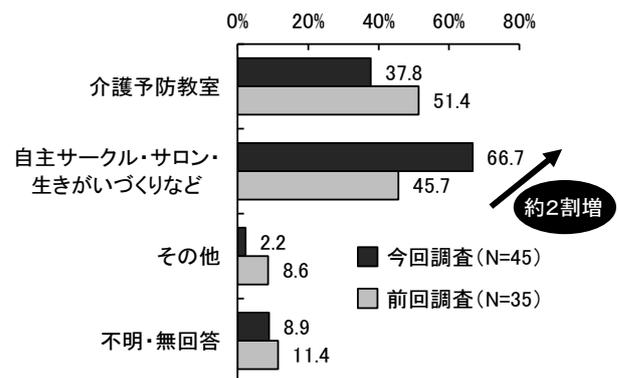
要介護認定率の上昇を抑制し、いつまでも元気で健康的な生活を送るためには、介護予防教室や自主サークルやサロン活動等への積極的な参加が重要となります。介護予防教室への参加状況について、介護予防のための教室等に「現在、参加している」と回答した割合は前回調査と比較して高くなっているものの、「参加する気はない」と回答した割合は、前回とおおむね同水準であり、今後さらに介護予防の大切さを啓発し、各種取組や活動を推進することが重要となります。

「自主サークル・サロン・生きがいづくりなど」の活動に参加したことがある（参加したい）と回答した割合が前回調査より2割ほど増加しており、住民が意欲的に健康管理・体力の維持・向上に努めることができるよう継続した取組が必要です。

#### ■ 介護予防教室への参加状況



#### ■ 参加したことがある・参加したい活動



資料：介護予防・日常生活圏域実態調査

一人でも多くの高齢者が自身の健康を維持し、毎日元気に日常生活を送ることができるよう、行政側の生活支援コーディネーターと住民側の生活支援コーディネーターが協働で地域資源の掘り起しや資源開発を行うとともに、介護予防教室等の場に参加する高齢者の健康状況を把握しながら、介護保険外のサービスを活用して介護予防に取り組むことができるよう、行政と民間が一体となった健康づくり活動を推進します。

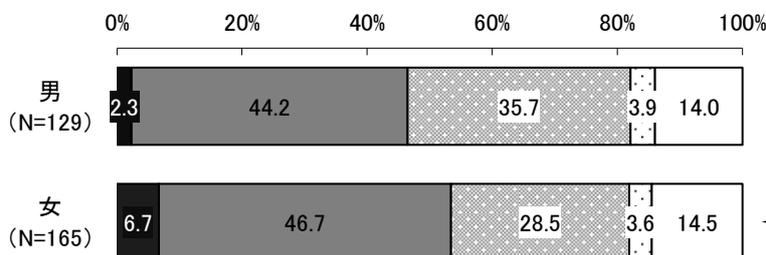
地域住民の有志による地域活動への参加者としての参加意向についてみると、『参加したい』（「是非参加したい」「参加してもよい」の合計）と回答した割合は 49.9%で、およそ半数の方が参加を希望しています。男女別では女性のほうが『参加したい』の割合が高く、参加意欲の高い方々に対して支える側としての活動の周知を図るとともに、参加に至るまでの支援が必要です。

また、企画・運営として『参加したい』と回答した方は、男女別では男性のほうが高くなっています。相談窓口において相談者のニーズに即した案内を行い、こうした方々が積極的に企画・運営に関わることができるよう、生涯学習を実施している各団体との一層の連携強化が必要です。

さらに、男女ともに『参加したくない』と回答した方も、グループ活動に限らず、生きがいを持った生活を送ることができるよう、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等の協力のもと、生きがいを持つことができるよう呼びかけや機会を提供することが大切です。

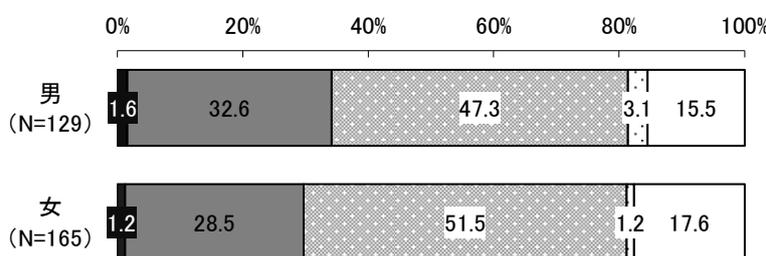
### ■住民主体の活動に対する参加意向（男女別）

【参加者としての参加意向】



女性の方が参加意向の割合が高い

【企画・運営（お世話係）としての参加意向】



男性の方が企画・運営側で携わる意向が高い

■ 是非参加したい ■ 参加してもよい ■ 参加したくない

□ 既に参加している □ 不明・無回答

資料：介護予防・日常生活圏域実態調査

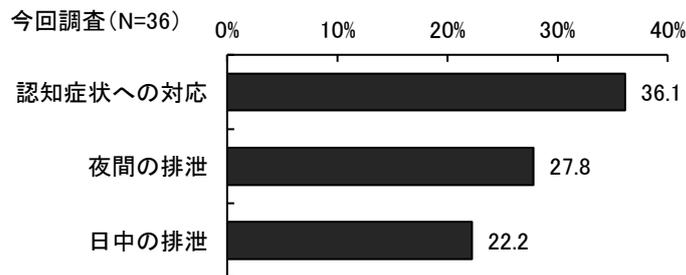
■生涯学習やボランティア活動、シルバー人材センターでの就労活動等を通して社会に参加することは、自己肯定感を高め、いつまでも健康であり続けるモチベーションにつながります。生きがいづくりや自主グループ活動に参加意欲のある方や企画・運営に関心のある方に対して声かけ等を行うとともに、意欲的に活動をすることができるよう、各種団体等との連携を強化し、参加者等のニーズに対応した相談や案内ができる体制づくりを推進します。

## 【今後の方向性②】 介護が必要になっても安心して地域生活を続けることができる支援

在宅で介護をされている方が、今後も在宅介護を継続するにあたって不安に感じることに  
ついて、「認知症への対応」「夜間の排泄」「日中の排泄」が高い割合となっています（36 ページ参照）。

また、前回計画を策定する際に実施された在宅介護実態調査の全国集計版の分析によると、上記3項目において、訪問系サービスの利用回数が多いほうが不安を感じる割合が減少していることがわかります。サービス利用を通じて専門職員等とのコミュニケーションをとる機会が増え、介護に対する不安等を気軽に相談することができることが要因と考えられます。

### ■現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等（上位3項目）



資料：在宅介護実態調査

### ■上記3項目に対する、要介護3以上・訪問系サービス利用回数ごとの不安に感じる割合

	認知症への対応	夜間の排泄	日中の排泄
訪問系_0回 (N=14,418)	41.5%	40.5%	32.0%
訪問系_1～14回 (N=5,086)	30.3%	34.2%	30.2%
訪問系_15回以上 (N=3,542)	29.3%	33.2%	28.3%

資料：厚生労働省（平成29年度実施 在宅介護実態調査 全国集計版）

■介護が必要な状態になった場合や認知症と診断された場合、多くの方が今後の生活に不安を感じられています。そうした方が些細なことでも相談できるよう、窓口における相談業務をはじめ、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等が連携を強化し、相談しやすい環境づくりを通じて介護に対する不安を軽減させる取組を推進します。

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

これまで、「健やかに安心して暮らせる郷（まち） いなみ」を基本理念に掲げ、健康で安心した生活を営むことができるよう、高齢者福祉の充実や介護予防の推進、住民協働での見守り支援の充実を図ってきました。

また、第5次長期総合計画において、「思いやりとやすらぎのある健康・福祉の郷（まち） いなみ」を基本方針の1つに掲げ、住民自らが健康管理に対する意識の向上や介護予防に取り組むとともに、介護・保健・医療・福祉の連携強化と社会参加の機会の充実を図り、健康で生きがいを持って暮らし続けることができるまちづくりを推進してきました。

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となるいわゆる「2025年問題」に向けた中長期的な計画として位置づけられていることから、引き続き「健やかに安心して暮らせる郷（まち） いなみ」を基本理念に掲げ、健やかに安心して暮らせる郷（まち）の実現に向けて取り組みます。

健やかに安心して暮らせる郷<sup>まち</sup> いなみ

### 2. 基本目標

#### (1) 介護予防と健康づくりの推進

高齢者が健やかな生活を営むために、介護予防は大きな役割を担っています。高齢者本人に対する機能回復訓練等に加え、高齢者を取り巻く生活環境へのアプローチが大切です。地域のなかに生きがいや役割を持って生活ができる活躍の場を提供し、人と人とのつながりを通じて、積極的に地域活動に参画できる環境をつくる必要があります。

また、リハビリテーション専門職等が居宅や地域での生活環境を踏まえた適切なアセスメントを行い、ADL訓練やIADL訓練を提供することで、要介護状態となっても生きがいや役割を持って生活できる環境の充実を図ります。

#### (2) 高齢者福祉及び支援体制の充実

本町の年齢区分別認定率は全国平均を下回っており、元気な高齢者が多いことがわかります。今後も、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らすことができるよう、支援を必要とする高齢者を地域全体で支える取組を推進するとともに、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保します。

また、在宅で介護を継続することができるよう、介護予防・重度化防止の取組と併せて、介護を行う家族に対する支援の充実を図ります。

### (3)高齢者の尊厳を守るための取組

認知症施策推進大綱及び、成年後見制度利用促進基本計画、高齢者虐待防止法に基づく施策を展開し、たとえ認知症を患ったとしても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、高齢者一人ひとりの尊厳と生命を守り、安心して生活を送ることができる支援体制を確立します。

### (4)地域包括ケアシステムの充実

地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を通じて、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すもので、これまで地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。

今後は、後期高齢者の増加への対応や認知症対策の強化等に取り組むことがより一層求められており、関係機関や専門職員との連携強化を進めるとともに、行政組織だけではなく地域住民との協働を推進します。

また、介護人材の確保や業務効率化を推進することで、サービス提供者の負担を軽減し、質の高い介護サービスを確保します。

### (5)介護保険事業の健全運営

持続可能な介護保険事業の運営を行うためには、必要な方に適切な介護サービスを提供することが重要となります。介護保険事業の適正化に向けて、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検（福祉用具購入・貸与調査）」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」の、いわゆる「主要5事業」を実施しています。

引き続き、主要5事業を適切に実施することで、利用者一人ひとりに適切な介護保険サービスを提供します。



### 3. 計画の体系図

基本目標  
1

#### 介護予防と健康づくりの推進

- (1)健康づくりの推進
- (2)自立支援と重度化防止に向けた取組の充実
- (3)高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加の促進

基本目標  
2

#### 高齢者福祉及び支援体制の充実

- (1)安心して在宅生活を送るための取組
- (2)高齢者を地域で支える取組
- (3)防災・防犯・感染症等への対策の充実
- (4)家族介護者を支援する取組

基本目標  
3

#### 高齢者の尊厳を守るための取組

- (1)認知症高齢者対策の推進
- (2)権利擁護の推進
- (3)高齢者虐待の防止

基本目標  
4

#### 地域包括ケアシステムの充実

- (1)地域包括ケアシステムの強化
- (2)地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり
- (3)高齢者の住まいづくり
- (4)介護と医療の連携強化

基本目標  
5

#### 介護保険事業の健全運営

- (1)介護給付適正化の推進
- (2)在宅介護の推進

# 第4章 施策の展開

## 1. 介護予防と健康づくりの推進

### (1)健康づくりの推進

#### 【取組の方向性】

健康づくりには、食事と運動のバランスのとれた生活を送るなど、主体的な健康行動が必要です。町内会等との連携強化を図り、健康教室への参加や健康相談、各種健康診査等への参加を促します。

#### 【主な取組】

事業	事業内容
特定健康診査	「健康自己管理の推進」として、住民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣病予防のために食生活の改善や運動習慣を身につけるなど、自主的に健康づくりに取り組んでいけるよう、介護・保健分野が連携し、知識の普及・啓発に努めるとともに行動変容の促進に努めます。 また、国民健康保険の特定健康診査や後期高齢者の健康診査の受診率の向上や、生活習慣病予防の啓発に努め、住民が自ら健康づくりに取り組めるよう支援を行います。
特定保健指導	特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム及び予備群に該当した人には、特定保健指導を実施します。 特定保健指導の利用率向上に向けて、結果説明会に参加しやすい工夫を行います。それと同時に参加していない対象者には勧奨し、特定保健指導の重要性を理解していただくことで実施率の向上に取り組めます。加えて、保健師や管理栄養士と協力して継続支援を行い、必要に応じて訪問等を行うことで、実施率の向上につなげます。

#### 特定健康診査受診者数

		実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	前期高齢者	453人	440人	440人	480人	520人	560人
	後期高齢者	195人	310人	310人	340人	370人	400人

#### 特定保健指導実施率

		実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定保健指導実施率		55.4%	34.1%	50.0%	55.0%	60.0%	65.0%

## (2)自立支援と重度化防止に向けた取組の充実

### 【取組の方向性】

住民をはじめ、関係機関・団体等に対し、総合事業の内容や事業対象者の区分等の周知を進めるとともに、効果的な介護予防事業の推進に向けた内容の充実、多様な主体による事業の受け皿や担い手の確保に取り組めます。

高齢者がいつまでも元気に過ごし、介護が必要になっても、生きがいや役割を持って生活を送ることができるよう、介護予防の取組を推進するとともに、リハビリテーション専門職員等との連携のもと、適切なアセスメントを行い、高齢者を取り巻く環境に即した支援を行います。

介護保険法の趣旨に基づいた自立支援を促すため、地域ケア個別会議、担当者会議において助言等を行い、ケアマネジャー、要支援・要介護認定者、事業対象者やその家族に対し自立支援の意識づけを強化します。

### 介護予防・日常生活支援総合事業

#### 【主な事業】

事業	事業内容
訪問介護相当サービス	訪問介護職員が、要支援者等に対して、掃除、洗濯等の生活支援や身体介護等を行います。
通所介護相当サービス	要支援者等に対して、生活機能向上のための機能訓練や集いの場等の日常生活上の支援を行います。

### リハビリテーション専門職員と訪問介護事業所との連携強化

#### 【主な事業】

事業	事業内容
生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成	訪問介護相当サービス利用者の自宅を訪問する際に、リハビリテーション専門職員等が同行し、共同して行ったアセスメント結果に基づいて「訪問介護計画」を作成します。

### 生活機能向上連携加算算定者数

		実績値			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
印南町	算定者数	138人	157人		173人	174人	172人
	算定者数 【認定者1万対】	2,788	3,452		3,452	3,452	3,452
全国	算定者数 【認定者1万対】	152.75	198.65				
和歌山県	算定者数 【認定者1万対】	155.28	214.28				

## 一般介護予防事業

### 【主な事業】

事業	事業内容
介護予防把握事業	民生委員・児童委員や関係機関及び地域住民等からの情報や地域包括支援センターにおける窓口相談、健診等を通じて、支援が必要な一人暮らし高齢者等の把握を進め、介護予防事業への参加を促します。また、必要に応じて基本チェックリストを活用し、それぞれの高齢者の状況に合わせた介護予防の取組につなげます。
地域介護予防活動支援事業	高齢者等の閉じこもりの予防、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進する高齢者の通いの場を提供し、住民主体による自主的活動へとつなげていきます。
介護予防普及啓発事業	高齢者が要支援または要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防に関する普及・啓発に取り組んでいきます。
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業をはじめとした総合事業の利用実績を介護保険システムに取り込み、事業参加した方の要介護認定移行状況等の統計をとり、事業の効果を評価できるような仕組みを検討します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等への専門職等の関与を促進します。

### 介護予防教室

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	64回	21回	2回	15回	15回	15回
参加者数	675人	378人	50人	180人	180人	200人



### (3)高齢者の生きがいがづくりと積極的な社会参加の促進

#### 【取組の方向性】

生きがいや役割を持って活動することは、介護予防につながることから、自主活動グループへの支援を通じて、身近な地域での趣味の活動や交流の機会の充実を図ります。

#### 一般介護予防事業

#### 【主な事業】

事業	事業内容
通いの場の充実	<p>高齢者が自主的に活動する場(居場所づくり)の支援として、行政主導で開催しており、その後自主的な活動へと移行しています。</p> <p>倒れんジャーや気功教室では運動を、脳トレサロンでは認知症の予防教室を実施しています。また、いきいきサロンでは、気軽に楽しく参加できる交流の場として、自主的な活動をしています。広報誌等を通じてそれぞれの活動内容の周知を図り、参加者の確保を支援することで、介護予防につなげ、生きがいを持った生活が送れるよう支援します。</p> <p>また、自主グループが設立できていない地域に対して、引き続き設立の支援を行います。</p>
老人クラブ活動への支援	<p>印南町老人クラブ連合会は、現在町内 25 か所の老人クラブで組織され、地域のボランティアや趣味の活動等、長年培われてきた経験や知識を生かした活動を行っています。</p> <p>高齢者の長寿化に伴って会員の年齢構成が高くなっていることから、役員の担い手不足が顕在化しています。円滑な活動ができるよう支援を行うとともに、引き続き、生きがいがづくりや健康増進のための活動を継続し、新規加入者の確保に取り組みます。</p>
生涯学習・生涯スポーツ	<p>生涯学習活動の一環として、「いなみシニア学園」を開講しています。高齢者の健康増進、生きがいがづくり、社会参加の促進、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等の社会的孤立感の解消及び、自立した生活を送ることにつながるよう、学習意欲を高め、実践する場となっています。</p> <p>引き続き、シニア学園祭への一般観覧の受け入れを行いながら活動の周知を図り、学園生の活動の継続を支援するとともに、新規参加者を確保するための機会を充実させ、活気ある活動を促します。</p> <p>また老人クラブと連携して、グラウンドゴルフ大会や高齢者スポーツ大会等の生涯スポーツ活動を支援し、生きがいや健康づくりの支援を行います。</p>
シルバーボランティアの推進	<p>ボランティア活動に理解のある意欲的な高齢者を登録し、交通安全啓発やあいさつ運動、さらに高齢者が高齢者を支えるまちづくりを目指して、地域見守り体制の強化等地域に密着した活動を支援します。</p>

### 自主グループ活動の開設数

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設数	13か所	16か所	18か所	19か所	20か所	21か所

### 自主グループ活動状況

自主グループ	実施日	参加人数
倒れんジャー印南分隊	毎週水曜日	86人
倒れんジャー稲原分隊	毎週金曜日	14人
倒れんジャー切目分隊	毎週火曜日	13人
倒れんジャー切目川分隊	毎週水曜日	6人
倒れんジャー川又分隊	毎週水曜日	10人
印南気功教室	毎週火曜日	10人
稲原気功教室	毎週火曜日	23人
切目気功教室	毎週金曜日	13人
いきいきサロン	第2・4水曜日	24人
脳トレサロン	第2金曜日	16人
津井いきいき百歳体操	毎週木曜日	17人
光川いきいき百歳体操	毎週金曜日	17人
切山いきいき百歳体操	毎週月曜日	9人
元村いきいき百歳体操	毎週水曜日	11人
宮ノ前いきいき百歳体操	毎週金曜日	10人
榎川いきいき百歳体操	毎週月曜日	21人
切目川いきいき百歳体操	毎週水曜日	6人
上洞ミニ倒れんジャー	毎週金曜日	5人

### 老人クラブ実施状況

	実績値			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	2,602人	2,548人	2,476人	2,540人	2,530人	2,530人
団体数	25団体	25団体	25団体	25団体	25団体	25団体

### いなみシニア学園

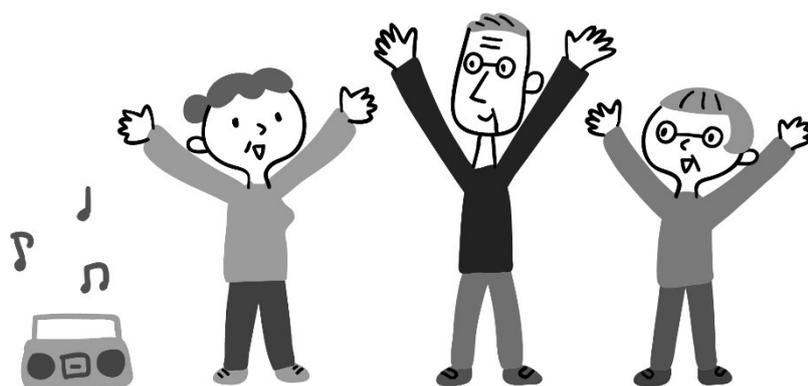
	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いなみシニア学園生数	90人	90人	83人	85人	85人	90人

### 老人クラブが開催するスポーツ大会の参加者数

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グラウンドゴルフ大会	102人	98人	0人	100人	100人	100人
高齢者スポーツ大会	150人	139人	0人	140人	140人	140人

### シルバーボランティア登録者数

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	27人	27人	26人	30人	30人	30人



## 2. 高齢者福祉及び支援体制の充実

### (1) 安心して在宅生活を送るための取組

#### 【取組の方向性】

高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、在宅生活を支える福祉サービスの充実を図るとともに、適宜利用状況に応じて事業を見直し、支援が必要な高齢者とその家族が利用しやすいサービスとなるよう努めます。

#### 【主な事業】

事業	事業内容
相談支援事業	<p>印南町地域包括支援センター、基幹型在宅介護支援センター（印南町社会福祉協議会）、地域型在宅介護支援センター（カルフル・ド・ルポ印南）が相談窓口を開設しており、また電話による高齢者からの相談を随時受け付けます。基幹型在宅介護支援センターでは24時間安心コールとして休日・夜間も対応しています。</p> <p>地域包括支援センターを中心に事業者、民生委員・児童委員、関係団体等が連携し、高齢者等のニーズに適正に対応できる総合相談体制の構築に努めます。</p>
心配ごと相談所	<p>地域住民の抱える心配ごとや諸問題を聞き取り、その解決に向けた取組を展開するため、心配ごと相談員（民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、消費生活相談員）及び、和歌山地方法務局御坊支局が相談に応じています。毎月第2木曜日に印南町社会福祉センターで、移動相談として隔月第4木曜日に各地区のコミュニティーセンター等で開催しています。今後も身近な相談場所として、各地区に出向いての移動相談日を設けていきます。</p> <p>また、法律関係の相談対応を強化するため弁護士等の専門家による相談日を設定します。</p>
出前（介護・認知症）教室	<p>平成27年度より、在宅介護の推進や介護相談、高齢者福祉施策の周知、認知症に関する理解の向上を目的に、町内各区の協力を得て、出前（介護・認知症）教室を開催しています。</p> <p>移動手段が確保しにくい方でも参加できるよう、今後も各集会場単位での出前教室を開催し、広く住民に周知していきます。</p>
福祉車両貸出し	<p>障害者や高齢者等の外出支援と社会参加促進を目的として、歳末チャリティーバザー事業により購入した福祉車両（リフト付車両及び助手席リフトアップ車両）を貸出しています。</p> <p>今後もより多くのニーズに対応できるよう、設備の充実を図ります。</p>

事業	事業内容
高齢者外出支援助成事業(おでかけサポート券)	<p>家族等による移送が困難な高齢者が増加するなかで、在宅生活に欠かせない通院、買い物等の外出手段を確保することや体力低下、認知症等を予防することを目的として、タクシーやバスで利用できる助成券を配布しています。</p> <p>高齢者等の外出を促進し、閉じこもりによる認知症等を予防するため、平成29年度より対象者を75歳以上のすべての高齢者に拡大しました。今後、おでかけサポート券の利用者数等をもとに事業についての検証を行い、外出支援助成事業のさらなる充実に努めます。</p>
見守り電話サービス	<p>安否確認事業として、郵便局の「見守り電話サービス」の利用料補助を行っています。このサービスは、登録した高齢者が電話で健康状態等を番号入力すると、離れて暮らす家族にメールが届く仕組みとなっています。今後さらに利用者が増加するよう、事業の周知とさらなる充実に努めます。</p>

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心配ごと相談所の相談件数	13件	14件	10件	12件	12件	12件
出前(介護・認知症)教室	開催回数	12回	11回	5回	12回	12回
	参加延人数	138人	175人	25人	150人	150人
福祉車両貸出し(利用延回数)	42回	56回	50回	50回	50回	50回
高齢者外出支援助成事業(申請者数)	731人	774人	780人	780人	780人	780人
見守り電話サービス(延利用者数)	160人	154人	160人	160人	162人	165人



## (2)高齢者を地域で支える取組

### 【取組の方向性】

後期高齢者の増加に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加することが見込まれます。そうしたなかで、見守り支援等の必要性が高まることから、民生委員・児童委員や社会福祉協議会をはじめ、地域住民との連携した支援の充実を図ります。

### 【主な事業】

事業	事業内容
高齢者等安否確認事業	一人暮らし高齢者、認知症高齢者等を訪問し、日常生活上の相談、支援、見守り等を行います。 いつまでも住み慣れた地域で、安心して在宅生活が継続できるよう引き続き実施します。
緊急通報装置貸与事業	緊急通報装置等の貸与を継続して実施するとともに、近隣住民、民生委員・児童委員、ボランティア等による地域の協力体制の構築を図り、連携を強化していきます。また、設置の申請及び装置の電池交換等のメンテナンスについては、社会福祉協議会が窓口となり対応します。
生活管理指導員等派遣事業	要介護状態への進行を予防し、住み慣れた地域において、自立した在宅生活を維持していくため、虚弱等の高齢者に対し、家事や基本的な生活習慣を習得するための指導や支援活動を行います。 要介護高齢者の在宅支援に重点を置き、高齢者の介護予防に努めます。従来の60分単位での利用を、20分以上45分未満と45分以上に細分化を図ります。
生活管理指導短期宿泊事業	介護認定を受けていない一人暮らし高齢者等の生活機能が一時的に衰えた場合に、施設の空き部屋を利用して宿泊してもらい、生活習慣等の指導を行うとともに、体調の回復を図れるよう支援します。 必要な時にはすぐに利用できる体制を整え、在宅で生活している一人暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援していきます。
高齢者等通所支援事業	介護保険の給付対象外となる高齢者に対し、機能低下や認知症等を予防するために、デイサービスへの通所支援を行います。事業についての周知を図り、高齢者間の交流を促進します。
一人暮らし高齢者等友愛郵便	一人暮らし高齢者の孤独感の解消及び安否確認を目的として、子どもボランティアを中心に四季折々に、日頃便りの少ない高齢者等へまごころを込めたお便りを送る友愛郵便事業を実施しています。高齢者にとっても子どもたちにとっても心が温まる事業であり、今後も継続して実施します。

事業	事業内容
愛の日の行事	誰もが持っている温かいまごころを行動に移すきっかけづくりの日として生まれた11月15日の「愛の日」に、対象となる高齢者世帯及び福祉施設入所者を民生委員・児童委員等が訪問、激励します。また、「愛の日」街頭啓発キャンペーンも行います。今後も引き続き実施し、多くのボランティアの参加を促進します。
ボランティア育成及び助成	地域の住民がともに参加できる取り組みとして、誰もが気軽に無理なく、喜びを持ってボランティア活動に参加できるきっかけをつくります。 また、高齢者の経験や能力を生かしたシルバーボランティアへの支援に努めます。

		実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者等安否確認事業 (利用延人数)		117人	76人	150人	150人	150人	150人
友愛郵便物 (発送件数)		542件	528件	540件	540件	540件	540件
緊急通報装置貸与事業 (利用延件数)		4件	6件	5件	6件	7件	7件
生活管理 指導員等 派遣事業	利用延人数	413人	415人	420人	420人	420人	420人
	派遣延回数	2,747回	2,481回	2,500回	2,500回	2,500回	2,500回
生活管理 指導短期 宿泊事業	利用者数	2人	0人	2人	2人	2人	2人
	利用日数	19日	0日	4日	10日	10日	10日
福祉サービス利用援助 事業(利用者数)		2人	5人	5人	7人	7人	9人
愛の日事業訪問 (対象世帯)		543世帯	535世帯	540世帯	540世帯	540世帯	540世帯
サマーボランティア スクール参加者数		285人	315人	100人	615人	620人	610人
歳末チャリティバザー でのボランティア数		286人	288人	200人			

### (3)防災・防犯・感染症等への対策の充実

#### 【取組の方向性】

近年、大規模災害が全国的に発生しており、和歌山県においては南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。平時より災害時の対応を整え、被害を最小限に抑える取組が必要となります。

また、高齢者を狙った特殊詐欺や消費者被害に遭わないよう、警察等と情報共有を図りながら、住民協働で高齢者を犯罪被害から守ります。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、新型インフルエンザ等の新たな感染症に適切に対応し、高齢者一人ひとりの生命を守ることができるよう、国や県との連携強化を図るとともに、介護施設等に感染症予防対策を徹底するよう協力を呼びかけます。

#### 【主な事業】

事業	事業内容
避難行動要支援者名簿の更新	災害発生時に、支援が必要な方が迅速に避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、随時更新をすることで、適切に活用することのできる体制を整えます。
防災意識の啓発	防災意識の高揚のため、町内会で実施される防災訓練を通し、支援が必要な高齢者等を認識してもらうとともに、あらゆる機会を通じて、広く住民に対して防災意識の啓発を図ります。また、災害別に避難をする際の避難路の確認や避難所の運営、福祉避難所の確認等を実施します。 新たな感染症に対応した防災訓練・避難訓練を行い、人と人との身体的距離を確保した避難所の在り方や備蓄品の見直し・更新を行います。
福祉避難所の確保	現在、いなみこども園とカルフル・ド・ルポ印南が福祉避難所として登録されています。大規模災害時にも、生活上の必要な介護等の支援が受けられるよう連携の強化を図ります。 福祉避難所の確保や拡充に協力いただけるよう、引き続き町内の社会福祉法人等と連携して取り組みます。
災害時の保健・福祉・医療・介護の提供と連携の強化	被災によって被保険者証が消失している場合でも、医療や介護サービスが適切に受けられるよう、国や県と連携を図り、提供体制を確保します。
防犯体制の整備	警察等の関係機関と連携を強化し、地域安全情報の提供や防犯パトロールの実施に向けて、行政と地域との協働による地域の安全・安心活動を促進させます。
特殊詐欺や消費者被害の防止	振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないよう、その手口等に関して、広報誌をはじめ、パンフレットやホームページ、出前講座等の様々な媒体や機会を活用して啓発するとともに、消費生活センターの周知を図ります。

事業	事業内容
新型コロナウイルス感染症対策の推進	新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等に対し、国や県との情報共有を行うことで、感染症ごとの特性を的確に把握し、「印南町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいて、感染症の予防と拡大抑制を図ります。また、感染症患者及びその家族、医療従事者等の人権の確保に取り組めます。

#### (4) 家族介護者を支援する取組

##### 【取組の方向性】

アンケート調査結果において、要介護者の介護状況の悪化や介護者自身の病気等により介護が続けられるか不安であるという回答が7割にのぼり、介護者本人の健康づくりと要介護者の重度化防止に係る支援の充実が求められています。

介護教室において、参加者の関心の高い講座を開催するとともに、引き続き在宅で介護を続けることができるよう、あらゆる面で介護負担を軽減できる施策を展開します。

##### 【主な取組】

事業	事業内容
介護教室	在宅で高齢者や認知症高齢者、障害者等を介護している家族や、地域でボランティア活動をしている方々を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりに関する知識・技術等を習得する機会を設けるとともに、福祉用具の展示や、福祉サービスの情報提供等も含めた、介護者を支援するための教室を開催しています。 また、各地区の集会所等で開催するあんしん懇親会に加え、福祉教育の一環として小中学校へ出向いて福祉体験学習を行っています。 今後も介護が必要な家族を抱える家族の身体的・精神的負担を軽減できるよう、認知症に関する正しい知識の普及や対応の仕方、介護技術を高める取組を進めていきます。
介護用品引き換えクーポン券 (いきいきサポート券)	在宅で要介護者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費用の一部として月額3,000円分の助成券を支給しています。 今後も継続して事業を実施し、在宅で介護が必要な高齢者等の経済的負担の軽減を図ります。また支給の際に、ホームヘルパーが毎月定期的に要介護者宅を訪問することで、介護相談等を受けながら家族の精神的負担の軽減も図ります。
福祉用具貸出	高齢者や身体障害者等の自立を促進するとともに、介護者の負担軽減を図るため、介護ベッドや車いす、エアーマット等の福祉用具の貸出を行います。 今後も継続して社会福祉協議会で実施し、介護用品の紹介や相談、福祉用具の選定のアドバイス等きめ細かな対応に努めるとともに、支援を必要とする方が適切に利用できるよう、事業の周知に取り組めます。

		実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護教室	開催回数	14回	9回	10回	10回	10回	10回
	参加延人数	341人	144人	150人	150人	150人	150人
介護用品 引き換え クーポン券	利用者 実数	272人	305人	320人	330人	340人	350人
	利用 枚数	14,984枚	17,089枚	17,600枚	18,150枚	18,700枚	19,250枚
福祉用具 貸出し	利用 延件数	385件	364件	370件	390件	390件	390件



### 3. 高齢者の尊厳を守るための取組

#### (1) 認知症高齢者対策の推進

##### 【取組の方向性】

後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加していくことが予想されます。こうしたなかで、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症サポーター養成講座等の機会を活用して、認知症の知識や接し方について住民に対して広く普及・啓発し、認知症に対する理解を深めていきます。

また、認知症施策推進大綱の考え方にに基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症高齢者や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」の両面から支援します。

#### 認知症に関する知識の普及・啓発と本人発信支援

##### 【主な取組】

事業	事業内容
認知症サポーター養成講座の実施	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進します。認知症高齢者とその家族、介護福祉に携わる職員のみならず、小中学校や町内の事業者、公共交通機関等も対象とする認知症サポーター養成講座を開催します。
認知症ケアパスの整備と支援機関との連携強化	「認知症ケアパス」を活用し、認知症と判断されても、落ち着いて適切な支援を受けることができるよう、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を整備します。

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座 (新規養成者数)	228人	370人	100人	125人	200人	200人
認知症サポーター養成講座 (参加延人数)	1,205人	1,575人	1,675人	1,800人	2,000人	2,200人

## 認知症予防の推進

### 【主な取組】

事業	事業内容
認知症予防に資する可能性のある活動の推進	認知症の予防には運動不足の改善や糖尿病・高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が影響するとされています。 高齢者一人ひとりの積極的な健康行動を促すとともに、通いの場や自主グループ等の開催を通じて、認知症になっても生きがいを持った生活を送ることができるよう支援します。
もの忘れ相談	認知症の早期発見のため、認知症疾患医療センターの相談員と連携し相談支援を行います。

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
もの忘れ相談(回数)	1回	1回	1回	1回	1回	1回
もの忘れ相談(参加延人数)	4人	1人	5人	5人	5人	5人

## 医療・ケア・介護の連携による介護者への支援

### 【主な取組】

事業	事業内容
認知症初期集中支援チームの機能強化	複数の専門職が認知症の疑いのある人や認知症の人、その家族を訪問し、観察・評価を行い、認知症初期段階の家族支援等について、包括的・集中的に実施し、自立した生活に向けた支援を行います。 引き続き、支援を充実させるとともに、医療と介護サービスの連携強化を図り、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化します。
認知症カフェの開催	認知症高齢者をはじめ、認知症初期の方や支援につながらない方の居場所や本人・家族への相談の場を提供します。事業について、さらなる周知を行い、参加者数の増加を図ります。

		実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ	開催回数	12回	11回	10回	12回	12回	12回
	参加延人数	31人	45人	46人	50人	55人	60人

【主な取組】

事業	事業内容
認知症地域支援推進員の普及と活動支援	<p>地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しており、支援機関間の連携強化や、認知症カフェや認知症サポーター養成講座、地域見守りネットワーク事業等、認知症の人がいつまでも住み慣れた地域で生活できるような環境づくりを行います。</p> <p>また、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人やその家族への相談支援を行います。</p>
消費者被害防止施策の推進	<p>認知症の人を含む高齢者の消費相談は近年、全国的に増加し、消費者トラブルに遭遇した場合の被害が多額かつ頻回となっています。</p> <p>高齢者や認知症等により判断力の低下した消費者を地域で見守る体制（消費者安全確保地域協議会）の構築を推進するとともに、国と連携して消費者被害に関する注意喚起を行います。</p>
若年性認知症の人への支援	<p>若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状や社会的立場、生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下しても可能な限り自分でできることを続けながら適切な支援を受けられるよう、認知症疾患医療センター（ひだか病院）をはじめとする医療機関や地域包括支援センター等において、若年性認知症支援のハンドブックの配布を行います。</p>
社会参加支援	<p>認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側の一員としての役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりを図り、介護予防にもつながる農業、商品の製造・販売、地域活動等に認知症の人が参画する取組を推進します。</p>
地域見守りネットワークの充実	<p>印南町高齢者等地域見守りネットワーク事業により、認知症高齢者等を地域で見守る体制の充実を図ります。また、活動の周知を通じて、認知症についての理解を深め、地域での見守りが可能な環境をさらに整備していきます。</p>



## (2)権利擁護の推進

### 【取組の方向性】

判断能力が十分でない人の財産管理や監護について、成年後見制度の普及を図り、身寄りがな  
いなどの理由によって申し立てができない場合に、老人福祉法に基づく成年後見制度の町長申し  
立てを活用し、権利擁護に努めます。

成年後見制度の内容及びその重要性の認知度には依然課題があり、支援が必要な方が利用でき  
るよう、制度の周知に努めます。

また、社会福祉協議会において、「高齢者の福祉サービス利用援助事業」として、判断能力が  
十分でない人に対し、自立した地域生活が送れるよう相談、福祉サービスの利用援助、日常的な金  
銭管理サービスを行うとともに、サービスの適切な利用への支援を行っています。

引き続き、事業が円滑に実施できるよう、社会福祉協議会と連携を強化するとともに、住民と  
行政をつなげるパイプ役である民生委員・児童委員等に正しく事業の周知・啓発を行い、支援が  
必要な人に対する事業の周知や相談支援に努めます。

### 【主な取組】

事業	事業内容
高齢者の福祉サービス利用援助事業	社会福祉協議会において、判断能力が不十分な高齢者に対し、安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用や金銭管理等の支援を行います。 また、すべての高齢者の尊厳を保持するため、成年後見制度の利用相談や福祉サービスの利用援助事業をはじめとする権利擁護事業等の周知や利用促進を図ります。
成年後見制度の普及と活用	認知症高齢者の増加が見込まれるなかで、成年後見制度や権利擁護に関する相談件数の増加が懸念されています。 そのため、社会福祉協議会との連携のもと、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止機能の5つの機能を備えた中核機関を段階的に整備し、成年後見制度の仕組みや相談窓口について周知を行い、制度の利用促進を図ります。

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の福祉サービス利用援助事業利用者数	2人	5人	5人	7人	7人	9人
成年後見制度相談件数	0件	22件	10件	15件	15件	15件

### (3)高齢者虐待の防止

#### 【取組の方向性】

高齢者虐待防止ネットワークを推進し、虐待の防止に取り組みます。虐待が起こった場合の早期発見・早期対応のために、関係機関と連携してカンファレンスや勉強会を開催し、対応策の調整を図ります。

また、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等の協力のもと、小さな異変にも気づくことができる関係を構築するとともに、支援機関への通報義務や秘匿性の啓発を図ります。

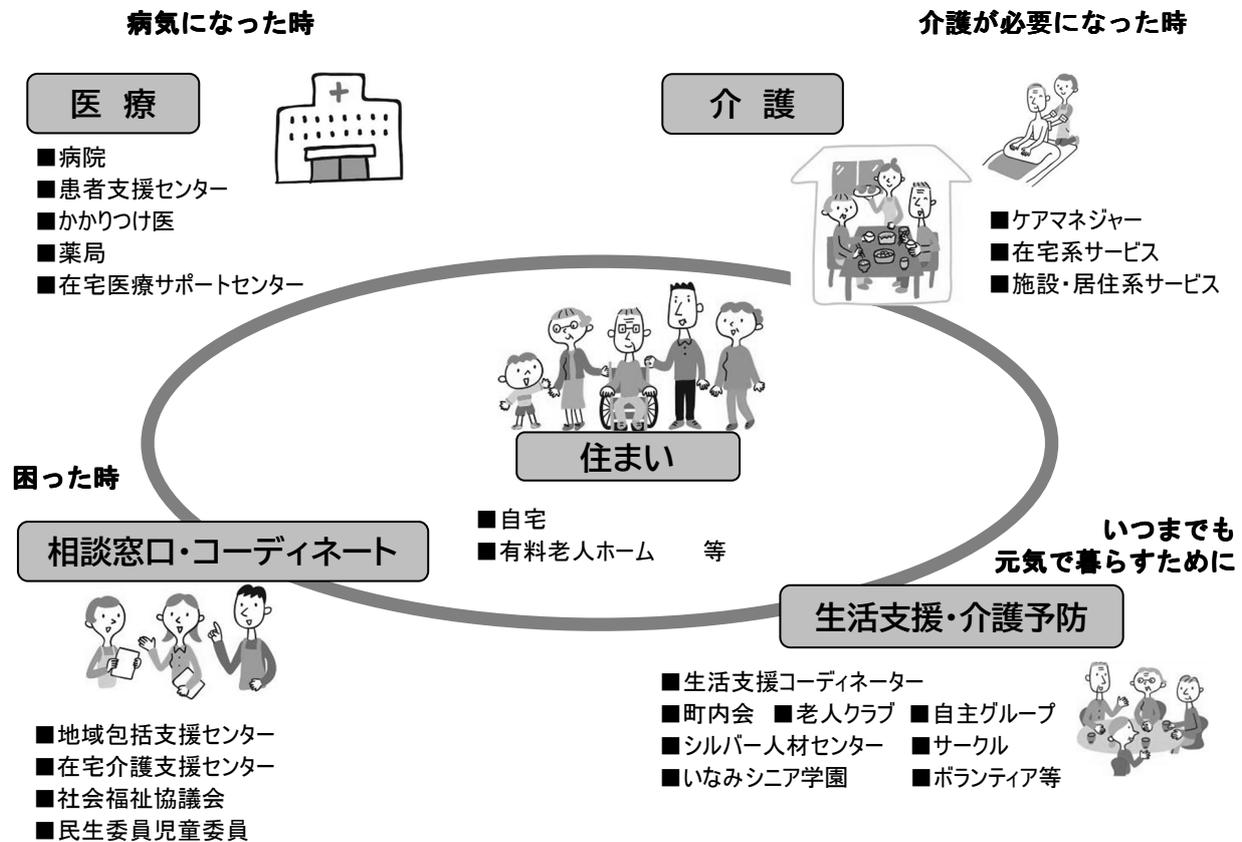
#### 【主な取組】

事業	事業内容
虐待防止及び相談先に関する周知、啓発	住民や介護サービス事業者が虐待行為や虐待が疑われる事例を発見した場合の地域包括支援センターへの相談方法等についての啓発及び相談先の周知を行います。 また、ケアマネジャーや民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター等の研修会等において、定期的に高齢者の虐待防止や相談先の周知を行うとともに、関係機関や関係者との連携を強化し、早期の情報共有を図ります。
虐待の発生しないまちづくり	虐待の発生しないまちづくりの推進にあたっては、日常的な声かけ、近所の見守り、相談窓口の活用、介護負担の軽減、介護者自身のリフレッシュが重要になります。 民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターの見守りに加え、地域住民同士が積極的にあいさつ・声かけを励行し、互いに見守り、支え合うことのできるまちづくりを推進します。また、家族介護者が孤立しないよう支援します。
虐待発生時の迅速な対応	虐待を確認した際は、迅速に安全確認、事実確認を行い、個別ケース会議を通じて、適切な対応がとれるよう、各種専門職・専門機関との連携強化を図ります。



## 4. 地域包括ケアシステムの充実

### ■地域包括ケアシステムのイメージ



### (1)地域包括ケアシステムの強化

#### 【取組の方向性】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を通じて、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護・保健・医療・福祉等が連携して包括的な支援・サービス提供体制を整備する地域包括ケアシステムを構築しています。

地域包括ケアシステムを推進する上で中核的な機関である地域包括支援センターが主体性を持って活動できるよう、年間活動計画及び年間目標に基づき活動を推進します。

また、地域包括支援センターの職員に対し、研修等への参加を促し、社会福祉士、保健師等のスキルアップを図ります。

### 【主な取組】

事業	事業内容
地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、関係機関との連携強化を図るとともに、利用者一人ひとりに対し、継続的に支援することができるよう、適正な人員配置と人材育成に努めます。 また、高齢者の権利擁護として、成年後見制度の利用促進を行うための中核機関を設置し、広報や相談を行うことができる体制を整えます。
地域ケア会議の推進	地域ケア会議を強化し、専門職のみならず生活支援コーディネーター等地域住民の参加も促すことで、各方面から施策を提案できる場所とします。
介護人材確保プロジェクトチームの推進	令和2年8月より発足した、介護人材確保プロジェクトチームを通して、御坊・日高圏域が一体となって介護人材の確保に努めるとともに、介護についての理解とイメージアップ、多様な人材の登用、職員の資質向上、処遇改善、業務負担の軽減・効率化等を推進します。
キャリアパスの設定	介護事業所において介護職員のキャリアパスの設定を支援し、介護士の処遇改善とキャリアアップの実現、事業所における人材確保を図ります。
文書負担軽減等の検討	介護事業において、国や保険者、介護事業所の間で交わされている文書に対し、多大な負担がかかっていることから、国や県の方針に即して、文書負担軽減に係る取組を推進します。

## (2)地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり

### 【取組の方向性】

町内会や民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター等の協力のもと、支え合いの地域づくりを推進しています。その取組をさらに推進していくため、話し合いの場である協議体において、生活支援コーディネーターが中心となり地域資源の把握、地域課題の解決に向けた住民の自発的な取組を支援します。また、シルバー人材センター等の団体と協力し、高齢者の日常的な困りごとを互いに支えあうことができる地域づくりを進めます。

### 【主な取組】

事業	事業内容
地域の福祉課題に対応する体制の強化	地域の様々な福祉課題に柔軟かつ迅速に対応できるよう、地域の関係団体及び関係課との連携を強化します。
地域共生社会の実現に向けた地域のネットワークの充実	複合課題への対応や、制度の狭間にある方への支援のため、関係者間の連携強化を図り、地域における住民主体の課題解決力を強化するとともに、地域の取組への支援を行うことで、包括的な相談支援体制の構築を目指します。
シルバー人材センター等の活用	介護保険サービスでは対応できない高齢者の日常的な困りごとを支援できるよう、シルバー人材センター等との協力のもと、支え合いの地域づくりの実現を目指します。

### (3)高齢者の住まいづくり

#### 【取組の方向性】

高齢者が安心して快適に暮らせる住まいの確保に努めるとともに、今後増加が見込まれる高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者の生活を支援することができる住宅環境を整備します。

#### 【主な取組】

事業	事業内容
サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備検討と情報提供	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備が求められるなか、本町及び近隣市町の既存施設とのバランスを見極めながら、必要な施設の整備を検討します。 また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームへの入居を希望する方に対して、情報の提供を行います。
介護保険の住宅改修制度の周知	段差の解消や手すりの取り付けなど、介護保険の住宅改修制度について、ケアマネジャーや担当窓口にて案内を行うとともに、申請の流れ等を広報し、適切な利用を促します。

	整備状況	必要定員数			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス付き高齢者向け住宅	0床	0床	0床	0床	
有料老人ホーム	0床	9床	9床	9床	

※各年度 10月1日時点



## (4)介護と医療の連携強化

### 【取組の方向性】

医療と介護の連携に向けて、医師会と連携して「かかりつけ医」の重要性に関して啓発を行うとともに、在宅医療を支援するサービスの周知、啓発等を通じて、さらなる支援体制の強化を図ります。

### 【主な取組】

事業	事業内容
かかりつけ医の啓発	住民一人ひとりの健康管理や疾病予防、状態の悪化防止等について生涯にわたる相談・指導を行うことで、高齢期の生活の質の向上につながるよう、医師会と連携を図りながら、かかりつけ医に関する啓発や住民からの個別相談に対応していきます。
地域医療連携の促進	サービス担当者会議等を通して、入院による急性期の医療、リハビリテーションから回復期を経て、退院後の在宅療養に至るまで円滑に移行できるよう支援します。
在宅医療・看取りの促進	主治医や医師会等の医療関係者、ケアマネジャー等の介護サービス関係者等が情報共有を図り、連携上の課題や効果的な在宅医療・介護の提供方策の検討を行います。そのなかで、介護保険事業所への提出が必要な診療情報提供書の様式を御坊日高圏域で統一し、利用者の負担軽減を図ります。また自分の意志を伝えるためのエンディングノートの配布・啓発や、在宅から救急隊・病院への受け入れをスムーズに行うための救急医療情報キットの普及・啓発を行います。
医療サービスを適切に組み合わせたケアプランの作成	医療的ケアを必要とする人を在宅で支えるために、ケアマネジャーが資質及びケアプラン作成技術を向上させ、医療情報を適切に組み合わせたケアプランを作成できるよう、事例検討や研修等の機会の充実、個別相談への対応を行います。

## 5. 介護保険事業の健全運営

### (1) 介護給付適正化の推進

#### 【取組の方向性】

国の基準に即して主要5事業に取り組み、介護給付費の適正化を図るとともに、公平・公正、正確かつ迅速な要介護等の認定、介護サービス事業者の適切な運営のための指導・監督を計画的に実施し、介護保険事業の円滑かつ適正な運営と持続可能な制度の運営を図ります。

#### 【主な取組】

事業	事業内容
要介護認定の適正化	要支援・要介護認定の要である認定調査を適正に行うよう指導するとともに、作成された認定調査票の内容を点検し、適正に認定調査が行われているか確認します。
ケアプランの点検	利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか、過剰なサービスを提供していないかなどに着目し、保険者がケアプランの点検を実施します。点検にあたっては、専門性を求められる内容が含まれることから、適切な点検ができるよう研修を実施します。
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	福祉用具の購入・貸与について、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。 また、住宅改修について、保険者が請求者宅の実態の確認や、工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等による施工状況の点検を行うことにより、住宅改修が適正に行われているかを確認します。 また、見積もりにあたっては、複数の施行業者に見積もりを取ることを推奨します。
縦覧点検・医療情報との突合	保険者が複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行うとともに、保険者が医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無の確認を行うことを通じた給付の適正化を図ります。
介護給付費通知の実施	介護サービス利用者に対して、年に3回、給付費通知を発送することにより、通知内容通りのサービスの提供を受けたか、支払った利用者負担額と相違がないかどうかの確認を促します。また、利用者から疑義があるサービス利用実績等を申し出てもらうことにより、不正な請求等の抑制に努めます。

	実績値(令和2年度は見込み)			目標値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査(町職員での調査実施率)	55.06%	60.22%	70.00%	70.00%	70.00%	70.00%
認定調査(点検実施率)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
ケアプランの点検回数	1回	3回	3回	3回	3回	3回
縦覧点検・医療情報との突合(縦覧点検の実施率)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
縦覧点検・医療情報との突合(医療機関との突合実施率)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
介護給付費の通知回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

## (2)在宅介護の推進

高齢者が安心して在宅で日常生活を送れるよう、各福祉サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターを中心に地域包括ケアシステムを構成する関係機関との連携を強化し、必要な支援が的確に提供できる体制を整備します。また、適宜、利用状況に応じた事業の見直しを行います。

事業	事業内容
生活支援コーディネーター等による地域づくりの推進	生活支援コーディネーターの配置を推進し、住民をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会、関係各課との協働を推進するとともに、高齢者の生活支援だけでなく、地域の実情や課題に応じた取組を進め、支え合いの地域づくりを推進します。
在宅医療との連携強化	医療・介護資源の限られる本町では、近隣市町の入院施設のある病院や医師会との連携をスムーズに行うことができるよう、日高在宅医療サポートセンター、地域包括支援センター、医療・介護の関係機関が連携し、高齢者のスムーズな入退院・在宅医療・看取り等について支援していきます。

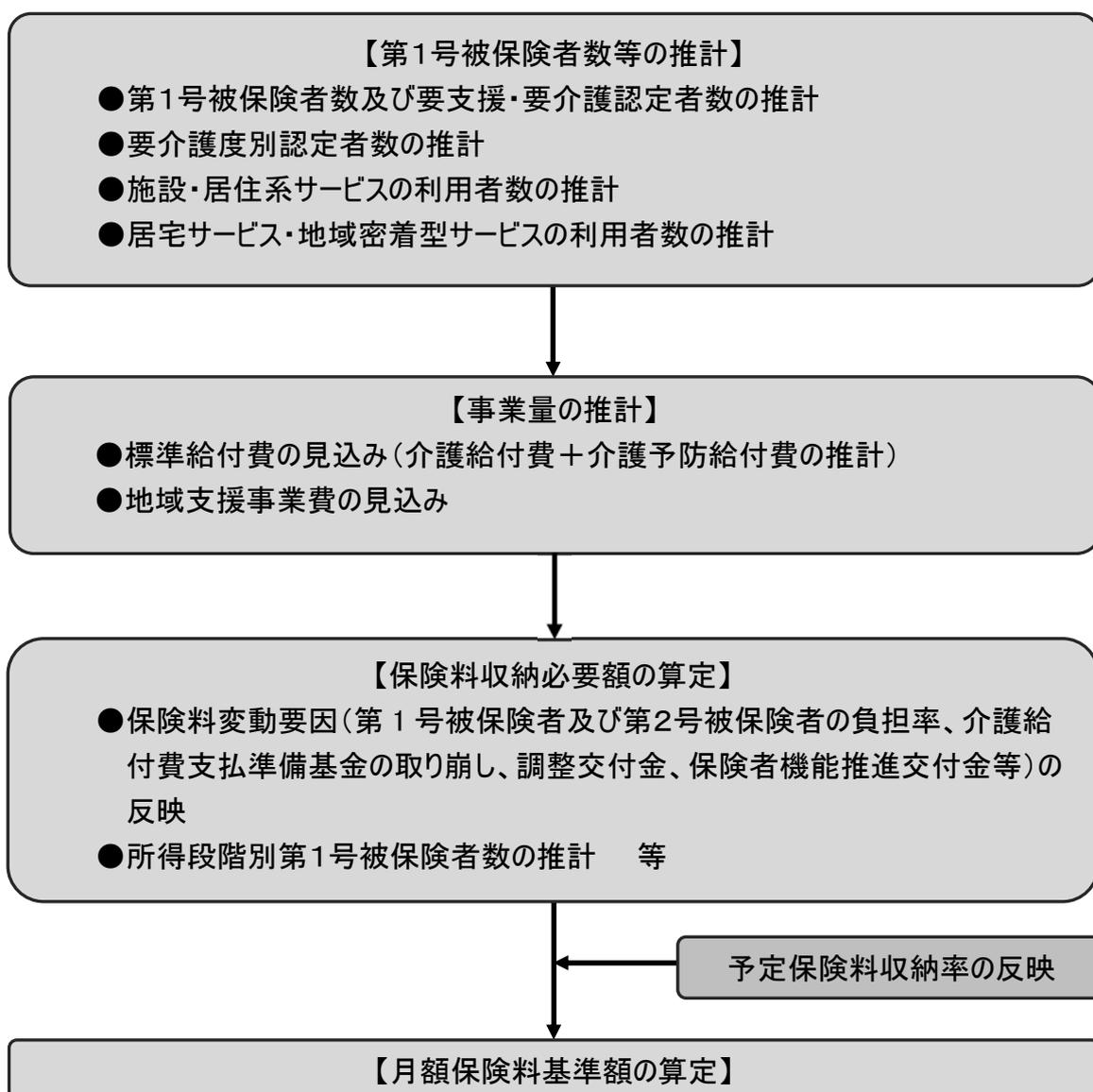
# 第5章 介護保険料の設定

## 1. 介護保険料の設定について

### (1) 介護保険料算定の流れ

介護保険料は、人口推計や要支援・要介護認定者数の推計、過去のサービス給付実績等を踏まえ、事業量を推計した後、介護給付費準備基金の取り崩し額や所得段階別第1号被保険者数の推計を反映し算出します。

#### ■ 保険料算定の流れ



## (2)介護保険事業提供圏域(日常生活圏域)の設定

国の基本指針において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して、介護保険事業提供区域を定めることとされています。

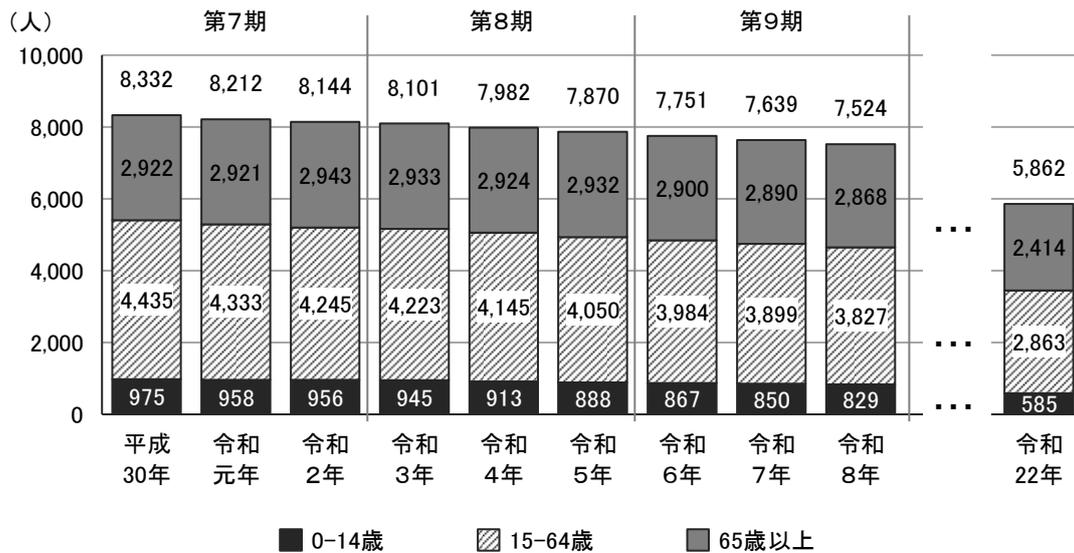
本町では、これまで町域を1圏域として事業を提供してきたことから、引き続き町域を1圏域として事業提供区域を設定します。

## (3)将来人口推計

現在、8,000人台で推移している総人口は、令和3年より7,000人台となり、その後も減少し続け、全国で15~64歳の生産年齢人口が激減すると危惧されている令和22年(2040年)には5,000人台になることが見込まれます。

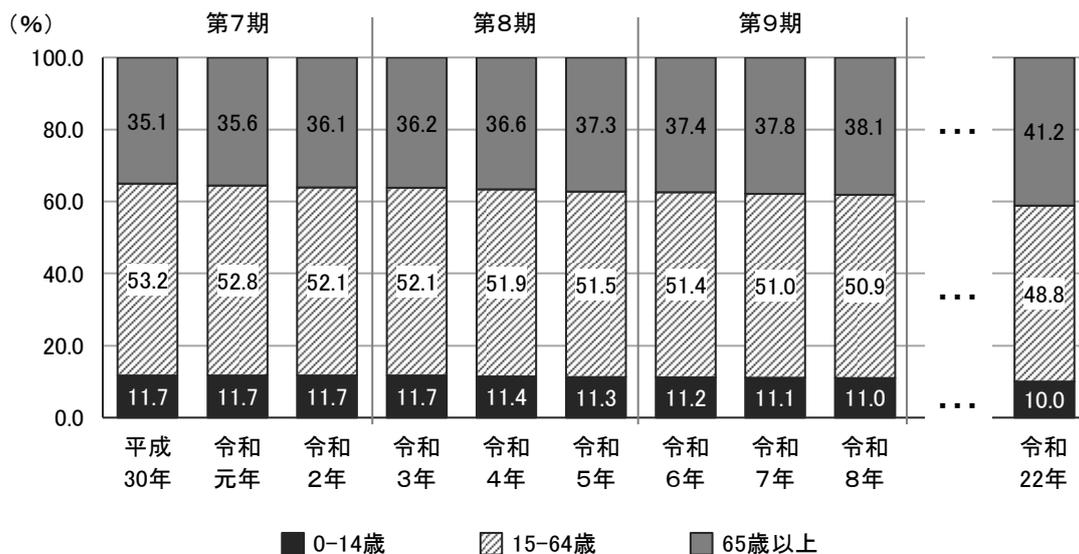
一方で、高齢化率は今後も3割台後半で推移し、令和22年には41.2%となる見込みです。

### ■年齢階層別の人口推計



参考：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法を用いて推計

### ■ 年齢階層別の人口構成比率の推計



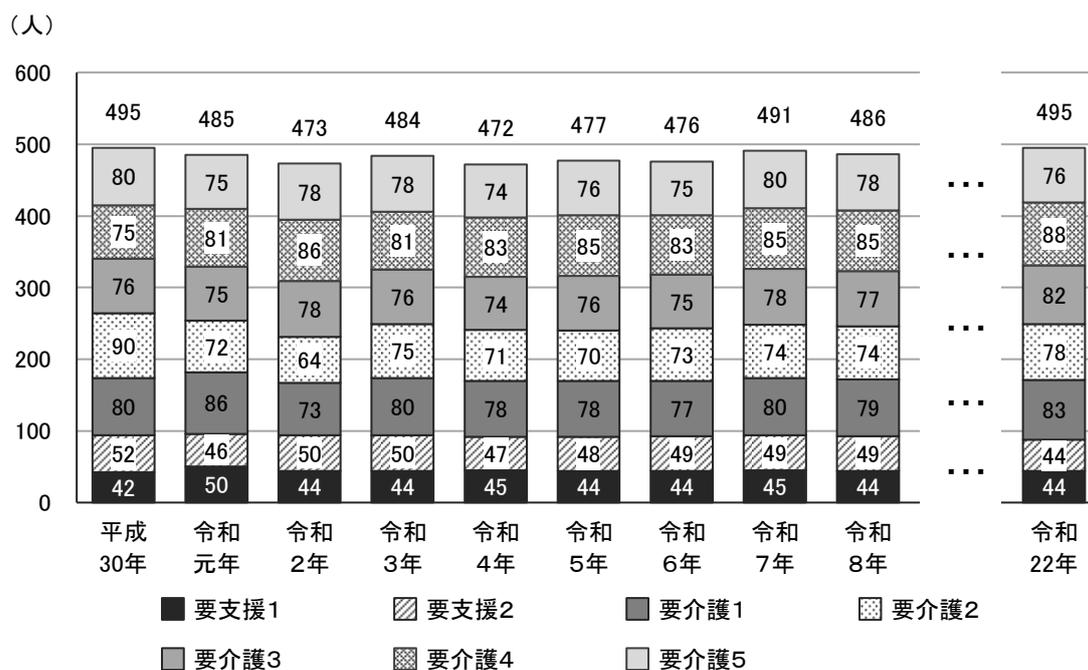
参考：推計結果より算出

### (4) 要支援・要介護者数の推計

認定者数の推計は平成27年から令和元年までの年齢階級別認定率の平均値を採用して推計人口に乗じて認定者数を算出しています。

現在認定者数は減少傾向にあります。高齢化が進むことで比較的認定率の高い年齢層の人口が増え、おおむね横ばいで推移することが見込まれます。

### ■ 要介護度別認定者数の推計



資料：推計人口（住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法）、認定率 [介護保険事業状況報告] より

## ■ 認定率の推計

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年	
合計	高齢者数	2,922	2,921	2,943	2,933	2,924	2,932	2,900	2,890	2,868	2,414
	要支援・要介護認定者数	495	485	473	484	472	477	476	491	486	495
	認定率	16.9%	16.6%	16.1%	16.5%	16.1%	16.3%	16.4%	17.0%	16.9%	20.5%
前期	高齢者数	1,397	1,373	1,417	1,411	1,409	1,392	1,337	1,250	1,193	933
	要支援・要介護認定者数	38	43	29	37	35	31	33	30	30	22
	認定率	2.7%	3.1%	2.0%	2.6%	2.5%	2.2%	2.5%	2.4%	2.5%	2.4%
後期	高齢者数	1,525	1,548	1,526	1,522	1,515	1,540	1,563	1,640	1,675	1,481
	要支援・要介護認定者数	457	442	444	447	437	446	443	461	456	473
	認定率	30.0%	28.6%	29.1%	29.4%	28.8%	29.0%	28.3%	28.1%	27.2%	31.9%

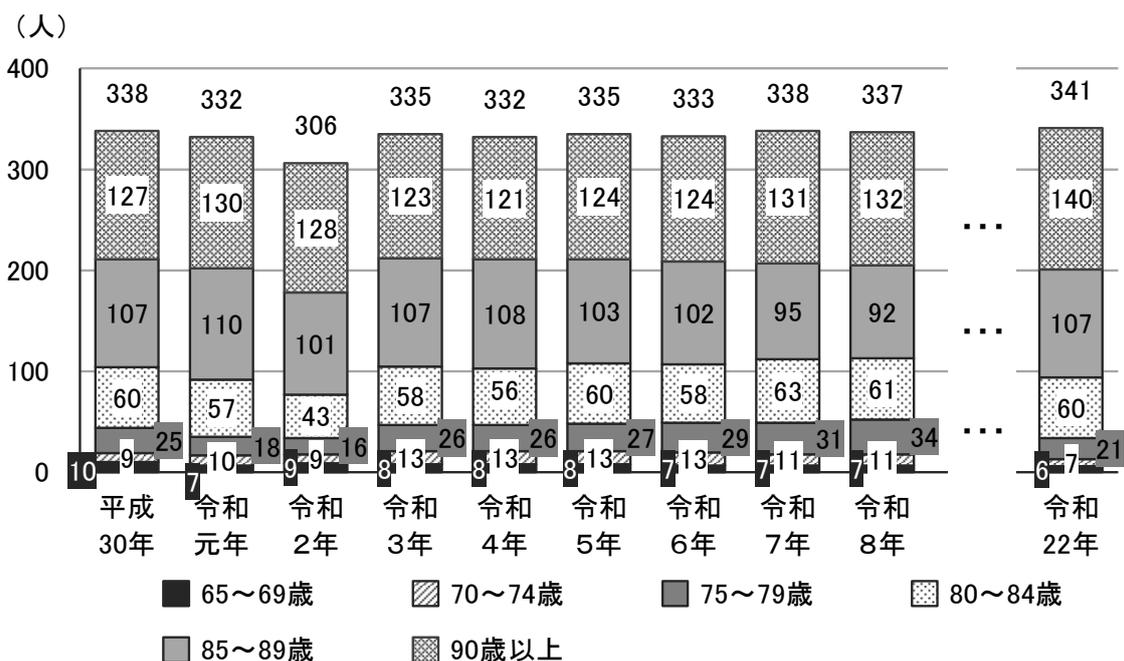
資料：推計人口（住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法）、認定率〔介護保険事業状況報告〕より

## (5) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数の推計は、平成27年から令和2年について、要支援・要介護認定者数に対する認知症有病率を算出して、その平均値を推計要支援・要介護者数に乗じて算出しています。

認知症高齢者数は、令和3年以降330人台で推移すると見込まれており、令和22年には341人となる見込みです。

### ■ 認知症高齢者数の推計値



資料：印南町認知症自立度別認定者数（印南町）、認定率の推計より

## (6)各種介護保険給付事業の提供量と提供体制

### 各種サービスの提供量に対する基本的な考え方

本計画において、介護予防やリハビリテーション、総合事業の充実を図りながら、介護状態にあった適切な介護保険給付事業を提供することとします。

また、事業量の算出にあたっては、前回計画期間3か年の平均値をもとに、本計画期間の要介護・要支援度別の推計高齢者数を乗じて利用回数、利用者数を算出し、令和2年度の1人1回あたりの給付費に利用回数、利用者数を乗じて算出しています。

### ①居宅サービス

#### 訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介助や炊事、掃除等の生活援助を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	50,323 千円	49,123 千円	48,577 千円
利用回数	1,603.0 回	1,560.7 回	1,541.7 回
利用者数	71 人	70 人	70 人

#### 訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	9,446 千円	11,550 千円	14,672 千円
利用回数	69.4 回	84.8 回	107.7 回
利用者数	11 人	11 人	11 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	369 千円	360 千円	351 千円
利用回数	4.0 回	3.9 回	3.8 回
利用者数	1 人	1 人	1 人

#### 訪問看護

病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	16,654 千円	17,150 千円	18,883 千円
利用回数	289.0 回	306.1 回	340.5 回
利用者数	23 人	22 人	22 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	1,937 千円	1,758 千円	1,590 千円
利用回数	55.5 回	50.4 回	45.6 回
利用者数	6 人	6 人	6 人

### 訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

介護予防及び介護状態の重度化防止を推進するにあたり、本サービスは大きな役割が期待されており、これまでの利用実績を勘案した推計サービス量に補正を掛け、算出しています。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	10,669 千円	10,628 千円	11,308 千円
利用回数	308.3 回	306.8 回	326.4 回
利用者数	18 人	17 人	17 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	5,590 千円	5,520 千円	5,472 千円
利用回数	160.3 回	158.2 回	156.8 回
利用者数	14 人	14 人	14 人

### 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	1,435 千円	1,360 千円	1,436 千円
利用者数	15 人	14 人	15 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	150 千円	150 千円	150 千円
利用者数	1 人	1 人	1 人

### 通所介護

デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を提供するサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	107,867 千円	99,746 千円	95,832 千円
利用回数	1,014.5 回	948.1 回	917.8 回
利用者数	111 人	108 人	109 人

## 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーション等を行うサービスです。

介護予防及び介護状態の重度化防止を推進するにあたり、本サービスは大きな役割が期待されており、これまでの利用実績を勘案した推計サービス量に補正を掛け、算出しています。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	23,664 千円	24,155 千円	24,780 千円
利用回数	182.4 回	186.5 回	191.9 回
利用者数	21 人	21 人	21 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	3,324 千円	2,824 千円	3,325 千円
利用者数	8 人	7 人	8 人

## 短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	74,534 千円	72,180 千円	73,768 千円
利用日数	738.3 日	715.9 日	735.1 日
利用者数	61 人	59 人	60 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	294 千円	286 千円	278 千円
利用日数	3.7 日	3.6 日	3.5 日
利用者数	1 人	1 人	1 人

### 短期入所療養介護(老健)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話をを行うサービスです。短期入所療養介護と介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設等の空床を利用して行われており、医療ニーズがある在宅の要介護者等にとって必要なサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	3,713 千円	4,344 千円	5,298 千円
利用日数	24.8 日	29.0 日	35.3 日
利用者数	3 人	3 人	3 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0 千円	0 千円	0 千円
利用日数	0.0 日	0.0 日	0.0 日
利用者数	0 人	0 人	0 人

### 短期入所療養介護(病院等)

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	1,225 千円	1,226 千円	1,226 千円
利用日数	15.8 日	15.8 日	15.8 日
利用者数	1 人	1 人	1 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0 千円	0 千円	0 千円
利用日数	0.0 日	0.0 日	0.0 日
利用者数	0 人	0 人	0 人

### 短期入所療養介護(介護医療院)

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0 千円	0 千円	0 千円
利用日数	0.0 日	0.0 日	0.0 日
利用者数	0 人	0 人	0 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0 千円	0 千円	0 千円
利用日数	0.0 日	0.0 日	0.0 日
利用者数	0 人	0 人	0 人

## 福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッド等）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	7,274 千円	7,054 千円	7,197 千円
利用者数	69 人	67 人	68 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	2,207 千円	2,107 千円	2,207 千円
利用者数	25 人	24 人	25 人

## 特定福祉用具購入費

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、シャワーチェア等）の購入費を支給するサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	661 千円	661 千円	661 千円
利用者数	2 人	2 人	2 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	292 千円	292 千円	292 千円
利用者数	1 人	1 人	1 人

## 住宅改修費

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消等）を支給するサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	1,928 千円	1,928 千円	1,928 千円
利用者数	3 人	3 人	3 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	1,490 千円	1,490 千円	1,490 千円
利用者数	2 人	2 人	2 人

## 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者または要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	25,478 千円	25,493 千円	25,493 千円
利用者数	11 人	11 人	11 人

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	2,332 千円	2,333 千円	2,333 千円
利用者数	2 人	2 人	2 人

## ②地域密着型サービス

地域密着型介護予防サービスについては、これまでに利用実績がなかったため、本計画では見込みませんが、利用希望があった場合は柔軟に対応します。

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0 千円	0 千円	0 千円
利用者数	0 人	0 人	0 人

### 夜間対応型訪問介護

夜間において、a. 定期的な巡回による訪問介護サービス、b. 利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、c. 利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0 千円	0 千円	0 千円
利用者数	0 人	0 人	0 人

### 地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターにおいて、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	19,006 千円	19,376 千円	21,931 千円
利用回数	188.9 回	190.8 回	217.6 回
利用者数	15 人	13 人	13 人

### 認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、デイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を提供するサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0千円	0千円	0千円
利用回数	0.0回	0.0回	0.0回
利用者数	0人	0人	0人

### 小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	3,089千円	3,090千円	3,090千円
利用者数	1人	1人	1人

### 認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	19,309千円	19,320千円	19,320千円
利用者数	6人	6人	6人

### 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0千円	0千円	0千円
利用者数	0人	0人	0人

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行う定員29人以下の特別養護老人ホームが地域密着型介護老人福祉施設です。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0千円	0千円	0千円
利用者数	0人	0人	0人

## 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供する「看護小規模多機能型居宅介護」等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	0千円	0千円	0千円
利用者数	0人	0人	0人

### ◆ 施設の整備方針 ◆

本町では、認知症対応型生活介護が9床整備されており、引き続き現状の整備状況を維持することで、住みなれた地域で安心した暮らしを継続できるよう支援します。

地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は本町には整備されておらず、利用を希望する方に対しては近隣の施設を案内します。

	整備状況	必要整備		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	9床	9床	9床	9床
地域密着型特定施設入居者生活介護	0床	0床	0床	0床
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0床	0床	0床	0床

## ③介護予防・日常生活支援総合事業

### 訪問介護相当サービス

従前の介護予防訪問介護に相当するサービスで、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等が入浴、排泄、食事等の身体介護や生活援助を行うサービスです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	8,378千円	8,129千円	8,378千円
利用者数	33人	32人	33人

### 通所介護相当サービス

従前の介護予防通所介護に相当するサービスで、要支援者等について、介護予防を目的として施設に通い、当該施設において一定の期間入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	20,346千円	20,346千円	20,346千円
利用者数	65人	61人	62人

#### ④居宅介護支援・介護予防支援

##### 居宅介護支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	40,620 千円	39,934 千円	40,379 千円
利用者数	205 人	201 人	203 人

##### 介護予防支援

介護予防	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	2,413 千円	2,359 千円	2,360 千円
利用者数	45 人	44 人	44 人

#### ⑤施設サービス

##### 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	329,195 千円	322,608 千円	329,156 千円
利用者数	100 人	98 人	100 人

##### 介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもと介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	95,998 千円	92,971 千円	92,971 千円
利用者数	27 人	26 人	26 人

##### 介護医療院

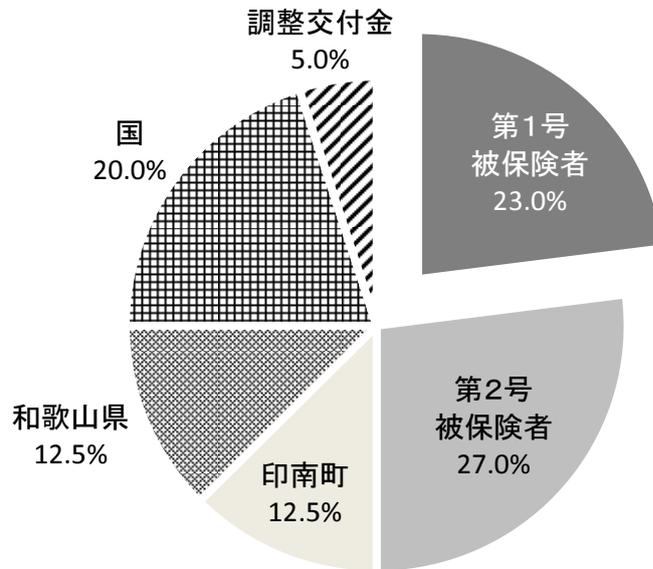
平成 29 年度末に廃止となった介護療養型医療施設に代わり、症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもと介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を行うサービスです。

介護	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費	5,942 千円	0 千円	5,946 千円
利用者数	1 人	0 人	1 人

## (7)第1号被保険者及び第2号被保険者の負担率

令和3年度から令和5年度までの負担率は、第7期と同様に第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%を負担することが基本となります。

なお、各自治体の高齢者の状況に応じて、全国平均との格差による生ずる保険料基準額の格差調整を目的として調整交付金が国から交付され、第1号被保険者の実質負担率が変動します。



### 介護報酬の改定

令和3年度からの介護報酬改定は、平均で0.7%の改定率となります。本改定については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「利用控え」や各事業所での感染症対策の備品購入等による収益悪化を支援することを目的として、介護報酬の引き上げが行われました。

## (8)第1号被保険者の保険料(基準額)の算定

第1号被保険者の介護保険料の金額は、下記の手順で算定しています。

### ■介護保険事業費の見込

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費	936,114,797 円	907,106,574 円	926,712,362 円	2,769,933,733 円
地域支援事業費	34,014,393 円	33,765,330 円	34,014,393 円	101,794,116 円
合計	970,129,190 円	940,871,904 円	960,726,755 円	2,871,727,849 円

標準給付費＋地域支援事業費合計見込額(令和3年度～令和5年度)

2,871,727,849 円 ①

第1号被保険者負担分相当額(令和3年度～令和5年度)

660,497,405 円(①×23%)

- － 調整交付金 58,305,858 円
- － 第7期計画期間剰余金 15,000,000 円
- － 保険者機能推進交付金等 12,700,000 円

保険料収納必要額

577,959,304 円(収納率 99.4%で補正後)

÷

所得段階別加入割合補正後被保険者数 8,304 人

(基準額の割合によって補正した令和3年度～令和5年度までの被保険者数)

**基準月額 第8期 5,800 円(年額 69,600 円)**

## (9)所得段階別第1号被保険者の保険料

第5段階に相当する保険料基準額を基に、第8期（令和3年度～令和5年度）の所得段階別の保険料を算定すると以下のとおりです。

### ■所得段階別介護保険料（令和3年度～令和5年度）

所得段階	保険料率	対象者		保険料額	
				月額	年額
第1段階	基準額×0.50 【0.30】※1	世帯全員が市町村民税非課税	生活保護を受けている人	2,900円 【1,740円】	34,800円 【20,880円】
			老齢福祉年金を受けている人		
			合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	基準額×0.75 【0.50】※1	世帯全員が市町村民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	4,350円 【2,900円】	52,200円 【34,800円】
第3段階	基準額×0.75 【0.70】※1		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,350円 【4,060円】	52,200円 【48,720円】
第4段階	基準額×0.90		本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	5,220円
第5段階	基準額1.00	本人が市町村民税課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	5,800円	69,600円
第6段階	基準額×1.20	本人が市町村民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	6,960円	83,520円
第7段階	基準額×1.30		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	7,540円	90,480円
第8段階	基準額×1.50		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	8,700円	104,400円
第9段階	基準額×1.70		合計所得金額が320万円以上の人	9,860円	118,320円

※ 各段階の保険料については、月額保険料・年額保険料ともに、それぞれ基準額及び保険料率をもとに算出しているため、年額保険料と月額保険料を12倍した額とは一致しない場合があります。

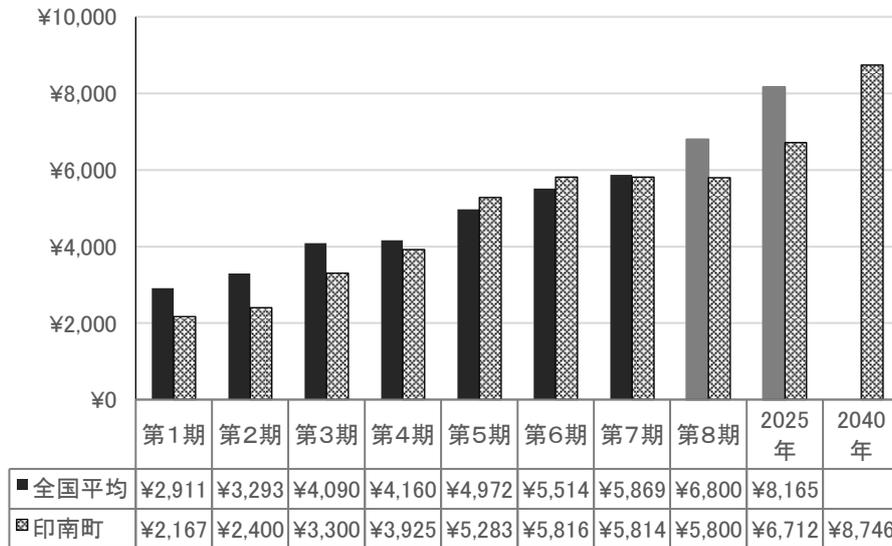
※1 第1段階から第3段階については、【 】が軽減措置後の金額です。

## (10)介護保険料の推移

介護保険料は、第1期計画から全国平均、印南町ともに増加を続けています。第5期及び第6期計画期間において、印南町の介護保険料が全国平均よりも高くなりましたが、介護予防や重度化防止の取組により、第7期計画期間の介護保険料は全国平均よりも55円安い5,814円となりました。

本計画期間においては、全国平均は6,800円程度になると見込まれており、全国平均と比較して1,000円低い介護保険料となる見込みです。

### ■介護保険料（標準月額）の推移



資料：厚生労働省（※全国平均の第8期及び2025年は見込値）

# 第6章 事業の円滑な実施に向けて

## 1. 庁内の推進体制

本計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉分野のみならず生涯学習、生活環境等の総合的な支援に取り組む方針を示しています。

介護予防・健康づくりにおいては、高齢者になってからの取組だけでなく、若い世代からの取組が必要です。既存の介護サービスだけでは要介護状態の改善は困難であり、本町全体で介護予防・健康づくりに取り組む必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、庁内関連各課と連携し、介護予防・健康づくりに対する意識を共有しながら、各種施策・事業を推進していきます。

また、介護保険のサービス利用は利用者の選択に基づくものとされています。住民が主体的に介護サービス事業者を比較検討し、選択できるよう、広報やホームページを活用した情報発信の充実やパンフレットの配布等、住民にわかりやすい介護保険制度の広報・啓発に努めます。

## 2. 地域との協働体制

本計画は、本町の行政計画であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域ぐるみで高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

そのため、行政はもちろんのこと、住民、福祉法人、団体や関連機関、地域が相互に連携を取りながら、その役割分担のもとで取組を進めることが重要となります。

### (1)行政

本町は、高齢者等の保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。

また、身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進等、地域における福祉活動の支援に努めるとともに、地域見守りネットワーク会議の機能拡大を図り、「印南町福祉のまち連携会議」へつなげていきます。

### (2)住民

生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、自らの健康への意識を高めるとともに、趣味や生涯学習・スポーツ等の活動に取り組み、生きがいを持って積極的に社会参加を行うことが望まれます。

また、高齢者の地域生活支援には公的なサービスと、ボランティアや地域住民等による支援活動とが、車の両輪として円滑に提供されることが必要です。そのため、幅広い住民の参加を得ながら、協働・連携体制の構築を図ります。

### (3)団体等

老人クラブや民生委員・児童委員、ボランティア団体等については、ボランティア活動や交流活動、見守り活動、訪問活動等の福祉活動を通じて、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

また、社会福祉協議会については、地域福祉活動計画を推進するとともに、他の福祉法人と連携を図り、福祉コミュニティづくりや地域福祉の実践団体としての役割が期待されます。

### (4)地域

地域では、町内会等の住民組織を中心に、地域行事や健康づくり、生涯学習・スポーツ活動、文化活動等を通じて高齢者同士や世代間交流を図るとともに、孤立や閉じこもりの防止、また、支援を必要とする高齢者等の見守り、在宅介護支援の体制づくりの協力・連携が求められます。

## 3. 御坊・日高圏域、和歌山県及び国との連携

計画の推進にあたっては、介護保険サービス、保健福祉サービスの供給について圏域内における調整のもとに整備を図る必要があります。そのため、御坊・日高圏域、和歌山県及び国との連携を図ります。広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備等、広域的な課題や共通する問題に適切に対応していきます。

# 資料編

## 1. 印南町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定するにあたり、必要な調査及び検討を行うため、印南町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 高齢者福祉計画の見直しに関すること。
- (3) 前各号に関して必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者及び費用負担者等から、町長が委嘱する者（以下「委員」という。）20名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年要綱第29号）

この要綱は公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年要綱第30号）

この要綱は告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 2. 印南町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	団 体 等 の 役 職 名
学識経験者	前田 憲男	印南町議会 文教厚生常任委員会 委員長
福祉関係者	辻 寛	社会福祉法人 同仁会 理事長
〃	森尾 正稔	印南町社会福祉協議会 会長
〃	西田 太夫	印南町民生委員児童委員協議会 会長
〃	寺前 栄子	印南町民生委員児童委員協議会 女性部部長
〃	谷前 修一	印南町在宅介護支援センター 社会福祉士
保健医療 関係者	川口 精司	町内医療機関 医師代表
被保険者 代表者	寺前 剛	印南町区長連絡協議会 会長
〃	池上 省吾	印南町老人クラブ連合会 会長
〃	門脇 秀和	印南町身体障害者福祉連盟 会長
費用負担者	石橋 幸四郎	株式会社 石橋 代表取締役

※順不同・敬称略

## 3. 用語説明

### あ行

#### IADL訓練

家事活動（掃除や洗濯、料理等）や社会参加（買い物や公共交通機関の利用等）の訓練を行い、地域生活を営む高齢者の生活能力の向上を図るものです。

#### 印南町福祉のまち連携会議

町内の社会福祉法人との連携を図り、より効果的・合理的な福祉施策について研究するための連携会議です。この会議を通じて、これからの時代の住民のニーズに応えられる福祉施策の推進を図ります。

#### ADL訓練

基本的日常生活動作である、食事や更衣、入浴等の身の回りの動作を訓練するもので、自立した生活を送るための必要な生活能力の向上を図るものです。

### か行

#### 介護医療院

日常的に医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

#### 介護報酬

介護保険におけるサービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地価や物価・人件費・離島等特殊事情を勘案し、特別区・特甲地・甲地・乙地・その他の5つの地域区分が設けられています。

#### 介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期に合った健康づくりを行うことを指します。

#### 居宅(介護予防)サービス

要支援・要介護認定者が利用する在宅での介護保険サービスのことをいいます。要介護認定者に対するサービスは居宅サービス、要支援認定者に対するサービスは介護予防サービスに分類されます。

#### ケアプラン

要支援・要介護認定者が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた計画のことをいいます。

## ケアマネジャー(介護支援専門員)

要支援・要介護認定者からの介護サービスの利用に関する相談、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職のことです。

## 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいいます。

## 高齢化率

高齢化率とは全人口に占める 65 歳以上の人の割合です。高齢化率 7.0%で「高齢化社会」、高齢化率 14.0%以上で「高齢社会」、高齢化率 21.0%を超えると「超高齢社会」と言われています。

## コーホート変化率法

各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。本町では、平成 26 年～平成 29 年の住民基本台帳の男女別 1 歳刻み別人口から将来人口を推計しています。

## さ行

### サービス付き高齢者向け住宅

居住者の安否確認や生活相談といったサービスが付加された高齢者専用住宅のこと。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）で規定されています。

### 在宅医療サポートセンター

在宅療養を続けるための在宅医療の総合相談窓口であるとともに、急変時の入院受け入れなど在宅医療のサポートを行う後方支援病院や訪問看護ステーション等の連携を図り、在宅医療推進のネットワークを構築するための機関です。

### シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人です。

### 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘等、地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチング等を行うコーディネーター（地域支え合い推進員）です。

### 成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者等の判断能力が、不十分な成人を法的に保護するための制度です。本人の残存能力をできるだけ活かすために、自己決定可能な範囲を広げています。保護の類型は、本人の能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の 3 つに分類されます。

## た行

### 第1号被保険者

市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者を指します。介護保険料は、市町村が直接徴収します。

### 第2号被保険者

市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の者で、医療保険の加入者。介護保険料は、医療保険料徴収時に医療保険の保険者が徴収します。

### 地域ケア会議、地域ケア個別会議

地域ケア会議は、地域の関係者の相互連携を高め、地域におけるネットワークの構築を図るとともに、地域ケア個別会議等を通じて把握された地域課題を地域の関係者で共有し、課題解決に向けた検討を行う会議です。

地域ケア個別会議は、医療、介護等の多職種が協働し、個別事例の検討及び支援を行うことにより、高齢者支援に係る課題や個別課題の解決を図り、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送るために必要な環境づくりについて検討する会議です。

### 地域支援事業

高齢者が要介護状態等になることを予防し、たとえ要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業といった 3 事業から組み立てられており、それに係る経費は介護保険から支払われています。

### 地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護の支援、④包括的・継続的ケアマネジメント支援の 4 つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関です。

## な行

### 認知症

アルツハイマー病、脳血管疾患、その他の要因に基づく脳の記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態のことをいいます。

### 認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場。認知症のことやその対応等について、お互いの理解を深めることができるカフェのことです。

## 認知症ケアパス

地域資源を活用し、認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、どのような支援を受ければ適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示したものです。

## 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことです。

## 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのことです。

## 認知症地域支援推進員

市町村における認知症に関する医療・介護等の連携を推進する役割を持つ人です。地域の実情に応じて、一般病院・介護保険施設等の認知症対応力の向上、認知症ケアに携わる多職種の協働研修、グループホーム等での在宅生活継続のための相談・支援及び認知症カフェ等の取り組みを推進します。

## は行

### 標準給付費

介護保険事業費は標準給付費と地域支援事業費に分類されます。そのうち標準給付費はサービス別給付額（在宅サービス、居住系サービス、施設サービスの合計）、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料から構成されています。

### 包括的支援事業

市町村が行う地域支援事業の一部で、地域包括支援センターにおいて、高齢者からの各種相談業務、権利擁護業務、ケアマネジャーへの助言・指導等を行います。

### 保険料収納必要額

第8期計画期間中の介護保険事業を運営するために必要な保険料の徴収額です。

## や行

### 予定保険料収納率

介護保険料の予定収納率で、前年度の実績から本町では99.4%に設定しています。

印南町第9次高齢者福祉計画  
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行：印南町

編集：印南町役場 住民福祉課

〒649-1534

和歌山県日高郡印南町大字印南 2570 番地

TEL：0738-42-1738

FAX：0738-42-8020